

北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）
【国の基本指針等との対比】

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p><以下、国の困難女性支援に係る基本方針より抜粋></p> <p>第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する事項</p> <p>5. 支援の内容</p> <p>(1) アウトリーチ等による早期の把握</p> <p>困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、国、都道府県及び市町村は、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体に相談や支援を求めることが可能であることについて広く周知を行う必要がある。また、来所や電話による相談支援だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>都道府県及び市町村においては、4(5)に掲げた関係機関等において把握した情報について、必要な場合には支援に携わるべき関係機関の間で速やかに情報共有が行われるよう、本人同意等の個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、連携体制を普段から築いておく必要がある。</p> <p>女性相談支援センターや女性相談支援員は、支援の入口の段階は可能な限り幅広い者を対象とし、本人の意向を十分に尊重し、背景事情や心身の状況に応じた最適な支援を行うために、適切な機関や団体等との連携を図る。</p> <p>さらに、インターネットの活用や巡回等によるアウトリーチは、困難な問題を抱える女性がいると想定される場所へ直接出向き、探し、声をかけ、問題解決を焦らずに根気強く信頼関係を築く中で支援につなげていくものであり、支援を必要としながらも相談につながりにくい幅広い年齢層の対象者の早期把握に有効かつ重要である。都道府県及び市町村においては、民間団体への委託等により、こうしたアウトリーチによる早期把握を通じた適切な支援に努めることが必要である。</p> <p>また、相談に至っていないが支援が必要な女性に対し、民間団体等による気軽に立ち寄れる場や一時滞在場所において支援対象者に寄り添い、つながり続ける支援を行うことは、女性達との信頼関係の構築にとって重要であり、公的支援を必要とする女性への支援の提供に向けても有効であると考えられる。なお、相談に至っていないが支援が必要な女性には、女性自身が困難に気付いているが他者に言えない場合や、女性自身が気付いていない又は気付きを避けている場合、厳しい精神状態にある場合など様々であり、女性自身の状態に配慮しつつ適切に対応していくことが重要である。</p> <p>(2) 居場所の提供</p> <p>困難な課題を抱えていても、過去に支援を求めた際の二次被害等の経験から、行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性もいる。民間団体や地方公共団体による、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性達とも交流することができ、場合によっては宿泊できるような場は、相談のきっかけ作りに有効である。</p> <p>巡回等によるアウトリーチや気軽に立ち寄れる居場所から、支援が必要な女性を把握した場合、本人の希望や必要性に応じ、女性相談支援センター等の必要な支援機関へ同行してつなぎ、支援機関につないだ後も、それまで支援を行ってきた民間団体等も面会の同席や支援調整会議への参加等により、支援の継続性を保つことで、女性が安心して支援を受けられるようにすることが重要である。</p> <p>(3) 相談支援</p> <p>困難な問題を抱える女性に対する相談支援に当たっては、従前の婦人保護事業の根拠規定であった旧売春防止法の目的が「保護更生」であったのに対し、法は「困難な問題を抱える女性の福祉の増進」</p>	<p>第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項</p> <p>1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容</p> <p>(1) アウトリーチ等による早期の把握</p> <p>困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、道及び市町村は、道立女性相談援助センターや女性相談支援員、民間団体に相談や支援を求めることが可能であることについて広く周知を行う必要があります。また、来所や電話による相談支援だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組んでいくことが重要です。</p> <p>道及び市町村においては、関係機関等において把握した情報について、必要な場合には支援に携わるべき関係機関の間で速やかに情報共有が行われるよう、本人の同意等の個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、連携体制を普段から築いておく必要があります。</p> <p>道立女性相談援助センターや女性相談支援員は、支援の入口の段階は可能な限り幅広い者を対象とし、本人の意向を十分に尊重し、背景事情や心身の状況に応じた最適な支援を行うために、適切な機関や団体等との連携を図ります。</p> <p>【取組】</p> <p>○道及び市町村の広報媒体、リーフレット、インターネットなどを活用した啓発</p> <p>○メール等を活用した相談対応</p> <p>(2) 居場所の提供</p> <p>困難な課題を抱えていても、過去に支援を求めた際の二次被害等の経験から、行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性もいます。民間団体や地方公共団体による、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性達とも交流することができ、場合によっては宿泊できるような場は、相談のきっかけ作りに有効であるため、居場所の確保に努めます。</p> <p>【取組】</p> <p>○居場所の確保</p> <p>(3) 相談支援</p> <p>困難な問題を抱える女性に対する相談支援に当たっては、従前の婦人保護事業の根拠規定であった旧売春防止法の目的が「保護更生」であったのに対し、困難女性支援法は「困難な問題を抱える女性の福</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>等を目的とするものであり、この法目的に沿った「本人中心」の相談支援を進めることが何よりも重要である。</p> <p>相談支援は、困難な問題を抱える女性自身と支援者との間の信頼関係を築きながら、女性が必要とする支援に適切につなげるために重要な過程でもある。</p> <p>女性相談支援員（都道府県・市町村）や女性相談支援センターで相談支援に当たる職員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、本人の立場に寄り添って、本人の課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていく必要がある。</p> <p>一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心に、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画の策定に努めるとともに、計画策定後も、女性が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行っていくことが必要である。</p> <p>とりわけ、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの暴力等の構造から離脱し、安心できる安定的な生活を確立し、心身の健康の回復を時間をかけて図っていくことが必要である。各種の社会福祉サービス等の調整等を担当する市町村等の女性相談支援員とも連携を図りながら、相談支援・関係者調整の中心を女性相談支援センターが担い、支援を進めていくことが必要である。</p> <p>市町村等の女性相談支援員は、庁内においては、各種の社会福祉サービス等に係るコーディネーター機能を果たし、庁外に対しては、当該市町村等における支援策の調整窓口として全体を統括する役割を有している。</p> <p>また、今まで支援を受けてきた経験から民間団体による相談支援等のほうが利用しやすいと考える支援対象者については、行政による支援が必要な場合には、初期段階の支援をした民間団体及び本人が参画する形で必要な個別支援のための計画の策定に努めることが重要である。</p> <p>さらに、女性相談支援センターや女性相談支援員（都道府県・市町村）においては、支援に関する記録を適切に保存し、繰り返し相談のある者への対応や他機関への連携等に可能な限り活用できるようにすることが必要である。</p> <p>なお、こうした女性相談支援員による相談支援に関しては、別途策定する「女性相談支援員相談・支援指針」に示された事項を基本として相談支援に当たることが重要である。同指針については、法施行後も状況変化に応じた適切な改訂が行われていくことが必要である。</p> <p>(4) 一時保護</p> <p>女性相談支援センターにおいては、法第9条第7項の規定に基づき、以下の場合に、一時保護を自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合（法第9条第7項） ② 配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第1号） ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第2号） ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第3号） ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第4号） 	<p>社の増進」等を目的とするものであり、この法目的に沿った「本人中心」の相談支援を進めることが何よりも重要です。</p> <p>相談支援は、困難な問題を抱える女性自身と支援者との間の信頼関係を築きながら、女性が必要とする支援に適切につなげるために重要な過程です。</p> <p>女性相談支援員や道立女性相談援助センターで相談支援に当たる職員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、本人の立場に寄り添って、本人の課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていきます。</p> <p>一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心に、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画の策定に努めるとともに、計画策定後も、女性が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行っていきます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道立女性相談援助センターによる相談支援 ○配偶者暴力相談支援センターによる相談支援 <p>(4) 一時保護</p> <p>道立女性相談援助センターにおいては、困難女性支援法の規定に基づき、性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐ場合や配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合など、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合には、自ら又は委託により一時保護を行うことになっています。</p> <p>とりわけ、民間団体等の一時保護委託先において、緊急に一時保護すべき状況が把握され、本人が保護を希望する場合など速やかに一時保護すべき状況を想定し、あらかじめ、道立女性相談援助センターとして一時保護委託先に対して円滑に一時保護委託ができるように連絡体制等を整備します。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道立女性相談援助センターによる一時保護 ○民間シェルターによる一時保護

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第5号）</p> <p>⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第6号）</p> <p>⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合（法施行規則第1条第7号）</p> <p>なお、一時保護は本人同意の下で行うものであるが、従来、一時保護すべき状況であるにも関わらず、例えば、①一旦一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われない場合、②一時保護所の退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われない場合、③本人の希望や意思のできる限りの尊重を行わずに、希望や意思に反する条件提示を行う等により本人が同意しない状況に至る等、一時保護が必要な場合であっても一時保護が行われない場合があった旨の指摘があることに十分留意し、必要な一時保護（一時保護委託を含む。）を適切に実施する必要がある。</p> <p>一時保護は、女性相談支援センターに設置される一時保護所において行うほか、本人の状況等に応じて、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うことも、個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護を行う観点から効果的である。</p> <p>とりわけ、女性自立支援施設や民間団体等の一時保護委託先において、緊急に一時保護すべき状況が把握され、本人が保護を希望する場合など速やかに一時保護すべき状況を想定し、あらかじめ、女性相談支援センターとして一時保護委託先に対して円滑に一時保護委託ができるように連絡体制等を整備しておくことが重要である。</p> <p>支援対象者の状況は、例えば、暴力を振るう配偶者等から避難中である、医療的ケアが必要である、妊娠している、児童を同伴している、高齢である、学生であり可能な限り通学の機会を確保する必要がある、何らかの事情で帰宅が困難であるなど、多様である。また、居所等の厳重な秘匿を要する場合と、居所等を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な場合とがあり、必要とする支援の性格も前者と後者では大きく異なる。さらに、配偶者からの暴力等の秘匿を要する背景事情が一時保護の途中で判明する場合等も想定される。</p> <p>このため、支援対象者の状態に応じた複数の一時保護所や委託先を検討しておくことが望ましい。</p> <p>さらに、虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要があることから、民間団体等から一時保護の相談が入った際には、地域の実情に応じて市町村等の女性相談窓口及び女性相談支援員に相談・連携するとともに、女性相談支援センターが児童相談所と連携し、児童相談所から女性自立支援施設や民間団体等に対して児童福祉法の規定に基づく一時保護委託を行うことも含め、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で、児童福祉法又は法による一時保護の際の具体的な手続等の連携方法を、ケースの状況に応じて十分に協議しておく必要がある。</p> <p>また、困難な問題を抱える女性が、居所が一定しない、あるいは、居住地に戻ることで自体に困難を抱える場合もある。こうした場合、未成年である若年女性に関しては保護者の居住地を管轄する児童相談所が一時保護を行う（女性自立支援施設や民間団体に対する一時保護委託を含む。）こととなっているが、成人女性に関しては女性の現在地（一時保護を要する状況で女性が所在する地）の女性相談支援センターが一時保護の判断を行う（一時保護委託等を行う）ことを原則とする。</p> <p>なお、女性相談支援センターが民間団体に一時保護を委託した場合でも、一時保護した者に対する委託者としての責任は引き続き女性相談支援センターが負っており、一時保護委託先及び市町村等の女性相談支援員と十分に連携しながら支援方針の検討を行うことが必要である。特に配偶者からの暴力等からの緊急避難として一時保護を実施する場合には、必要に応じて警察等とも連携して、保護に</p>	

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画

至るまでの安全確保を行うこととする。

一時保護中は、支援対象者の精神的な安定等に配慮しつつ、支援対象者が置かれている状況の整理と支援対象者の意向確認を行い、その際、法第15条第1項に規定する支援調整会議における個別ケース検討会議が開催された場合はその議論も踏まえ、本人の希望・意思を最大限に尊重して今後の支援方針の検討及び決定を行う。

また、一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、支援対象者と共に考えながら、自立について本人の意思を確認し、生活再建策など自立支援の方策について検討することが重要である。

一時保護は、支援の方針が決定し、必要に応じて施設への入所等の手続が終了するまでの短期間実施することが想定されているが、一定期間を過ぎたことを理由に機械的に一時保護を終了することはあってはならず、終了後の支援対象者の生活の安定の確保が図られるまで一時保護を継続するものとする。

女性相談支援センターにおいては、一時保護を終了する場合は、支援対象者が安定した状態で終了後の生活の場に移行し、定着することができるよう、終了後も含めた相談支援等を市町村等の女性相談支援員と連携しながら実施するとともに、支援対象者が終了後に異なる地方公共団体に居住する場合は、移住先の地方公共団体の女性相談支援センターや女性相談支援員等と十分に連携することが必要である。

一時保護期間における支援対象者の通学・通勤について、加害者の追及がないなど安全上問題がなく、本人が通学・通勤を希望しており、現在の就学・就労の確保が将来の自立した生活に有益である場合は、通学・通勤が可能な施設等に一時保護委託を行うことを含め、できる限り、通学・通勤できるよう配慮することが重要である。

(5) 被害回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている者も多く含まれる。このような経験からの心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、10の調査研究等の結果も踏まえつつ、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行うことが必要である。

被害回復支援には支援者にも専門性が求められ、また、被害によって奪われてきた、あるいは育てられてこなかった生活する力の獲得に向けた支援や、人との距離の取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援が求められる。こうした支援が適切に届けられるよう、女性相談支援センター及び女性自立支援施設においては、心理療法担当職員や個別対応職員等の措置費の加算も活用しつつ、被害回復に向けた専門的な支援を担っていくことが重要である。

また、被害回復途上ではフラッシュバック等が繰り返されるが、被害回復には当然のプロセスであり、支援者は本人の置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重しつつ、本人に寄り添う丁寧な支援を行うことが必要である。

(6) 生活の場を共にすることによる支援（日常生活の回復の支援）

困難な問題を抱える女性に対しては、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供し、本人の状況や意思を十分理解した女性相談支援員のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要である。

道の検討案

(5) 被害回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている者も多く含まれます。このような経験からの心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、国の調査研究等の結果も踏まえつつ、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行うことが必要です。

被害回復支援には支援者にも専門性が求められ、また、被害によって奪われてきた、あるいは育てられてこなかった生活する力の獲得に向けた支援や、人との距離の取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援が求められます。

また、被害回復途上ではフラッシュバック等が繰り返されますが、被害回復には当然のプロセスであり、支援者は本人の置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重しつつ、本人に寄り添う丁寧な支援を行います。

【取組】

- 道立女性相談援助センターによる支援
- 医療機関等と連携した支援
- 国の調査研究等を踏まえた支援

(6) 生活の場を共にすることによる支援

困難な問題を抱える女性に対しては、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供し、本人の状況や意思を十分理解した女性相談支援員のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要です。

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>特に、支援につながるまでの間に、安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要である。</p> <p>また、こうした女性に対する支援の実施に向けては、女性自立支援施設が民間団体と連携して施設の有効活用を図ることや、都道府県や市町村が、場所を提供して民間団体に運営を委託すること、若年女性等向けのシェアハウス等の社会資源を増やすことも有効と考えられる。</p> <p>(7) 同伴児童等への支援</p> <p>同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人の児童として尊重されるようにすることが求められる。特に、保護者である困難な問題を抱える女性の心身のダメージが強く、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況の場合は、保育やショートステイ、社会的養育等の適切な支援につなげていく必要がある。</p> <p>また、児童の就学については、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その児童が住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。一時保護を実施した地方公共団体においては、一時保護の対象者の同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行うものとする。同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託することも検討すべきである。</p> <p>一時保護の対象者が児童以外の者（例えば高齢の親族等）を同伴する場合には、当該者の状況をよく確認し、本人の意思を十分踏まえた上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を行う。中長期的な入所を伴う支援が必要と判断された場合には、女性自立支援施設への入所も含め検討するものとする。</p> <p>(8) 自立支援</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである。</p> <p>女性相談支援センターや市町村において個別のケースにおける自立支援の方針を検討するに当たっては、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議における個別ケース検討会議の場も活用し、検討を行う。</p> <p>また、女性自立支援施設においては、支援調整会議における個別ケース検討会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画を策定する。</p> <p>困難な問題を抱える女性の自立に向けては、例えば以下のような観点から検討されることが重要である。</p> <p>① 医学的又は心理的支援</p> <p>自立支援に向けた第一歩として、まず健康支援が重要である。困難な状況下で必要な医療の受診ができなかった人が多く、嘱託医等による必要な医療の受診を勧める。特に、性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害からの回復には心理的ケアが第一に行われる必要がある。</p>	<p>特に、支援につながるまでの間に、安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要である。</p> <p>このため、道立女性相談援助センターが民間団体と連携して、自立支援を行います。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道立女性相談援助センターによる自立支援 ○民間団体への委託による自立支援 <p>(7) 同伴児童等への支援</p> <p>同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人の児童として尊重されるようにすることが求められる。特に、保護者である困難な問題を抱える女性の心身のダメージが強く、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況の場合は、保育やショートステイ、社会的養育等の適切な支援につなげていく必要があります。</p> <p>このため、児童相談所をはじめとした関係機関と連携して、適切な支援を行います。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所との連携 ○市町村福祉担当部局との連携 <p>(8) 自立支援</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものです。</p> <p>道立女性相談援助センターや市町村において個別のケースにおける自立支援の方針を検討するに当たっては、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議における個別ケース検討会議の場も活用し、検討を行う必要があります。</p> <p>また、道立女性相談援助センター（女性自立支援施設）においては、支援調整会議における個別ケース検討会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画を策定します。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道立女性相談援助センターによる自立支援 ○民間団体への委託による自立支援

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>心の深い傷の回復には長い時間が必要となる。医療機関等の専門機関と連携して、個々の支援対象者の状況の違いに応じた専門的な支援を通じて、丁寧に回復につなげていくことが、自立へのステップとしても重要である。</p> <p>(5)の内容も踏まえつつ、心理療法担当職員の加算の活用による配置や、精神科医療機関との連携体制を整備し、必要に応じて精神科受診につなぐことも重要である。</p> <p>② 生活支援</p> <p>困難な問題を抱える女性の中には、日常生活に必要な基礎的な知識や習慣を身につける機会が少なかった者や、日常生活に何らかの介助が必要な者が含まれることが想定される。女性相談支援センターの一時保護や女性自立支援施設では、そのような女性に対して、日常生活の支援の目的が生活の回復にあることを認識し、人権尊重の理念の下、個別の背景やこれまでの生活習慣に配慮し、一般的な生活の力を身につけるための支援や、市町村と連携し保育等の子育て支援のためのサービスや障害福祉サービスを活用するための手続支援を行い、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができるようにするための環境を整える必要がある。</p> <p>なお、金銭管理は生活支援の重要な課題である。女性自立支援施設に入所中の女性に対しては、今までの生活の中での配偶者等からの経済的支配や借金などの本人の状況に応じて、信頼関係を構築しながら本人の尊厳に配慮して、金銭管理の支援を行うことが必要である。</p> <p>③ 日中活動の支援</p> <p>就労等の日中活動の支援に際しては、女性本人に精神障害、知的障害、発達障害等の障害がある場合や、本人に就労経験が乏しい場合等、様々な課題が存在することが想定される。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者に寄り添って意向を丁寧に聞き取り、就労意欲がある場合は、就労支援を行っている行政機関や民間団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等につなげる。また、障害により一般就労が困難な者については、女性自立支援施設における日中活動や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する就労継続支援等の活用等も含め、日中活動の確保を検討する。</p> <p>女性自立支援施設における日中活動に際しては、内職等にとどまらず、それまでの生活経験や社会経験の中で得られなかった経験を積むことに資するようなプログラムを検討することも重要である。</p> <p>④ 居住支援</p> <p>支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、住まいの確保が重要である。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者が住まいを確保できるように、地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）等と連携する必要がある。住まいの確保に当たっては、公営住宅、UR賃貸住宅等の活用を図ることも有効と考えられる。また、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合、女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する。</p> <p>(9) アフターケア</p> <p>地域生活への移行に際しては、万全の状態が整ってからよりも、一部の課題がありつつも自立した生活へ移行するケースが多い。自立がすなわち孤立とならないように、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要である。</p> <p>特に、障害や疾病を抱えている支援対象者には、地域移行後も切れ目なく、必要な医療や心理的ケアが継続して確保されるように留意することが重要である。</p> <p>女性自立支援施設に入所した者は、退所した後についても、仕事や生活で行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、断続的な支援を必要とする可能性もある。そのため、退所後も安定して自</p>	<p>道の検討案</p> <p>(9) アフターケア</p> <p>地域生活への移行に際しては、万全の状態が整ってからよりも、一部の課題がありつつも自立した生活へ移行するケースが多く、自立がすなわち孤立とならないように、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要です。</p> <p>特に、障がいや疾病を抱えている支援対象者には、地域移行後も切れ目なく、必要な医療や心理的ケアが継続して確保されるように留意することが重要です。</p> <p>道立女性相談援助センター（女性自立支援施設）に入所した者は、退所した後についても、仕事や生活で行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、断続的な支援を必要とする可能性もあります。</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>立した生活が営めるよう、女性自立支援施設は市町村とも連携しつつ退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましい。国及び地方公共団体は、女性自立支援施設が退所者のアフターケアを行うための人員配置をはじめとする体制整備の支援に努めるものとする。</p> <p>また、退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、アフターケアに関わる女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員等は緩やかにつながり続ける支援が重要である旨を十分意識する必要がある。</p> <p>6. 支援の体制</p> <p>(1) 連携の基本的考え方</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に、連携・協働することが重要である。支援調整会議の個別ケース検討会議をはじめとする本人中心の会議及び個別ケースの支援を必要に応じて重ねていくことで、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深め、連携・協働の体制を強化することにつながっていく。</p> <p>(2) 三機関の連携体制</p> <p>女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関は、困難な問題を抱える女性への支援の中核の機関である。これらの三機関は、対等な関係性のもとで協働して女性への支援を実施するものであり、三機関の間で、定期的な意見交換の実施により、日常的な連携関係を深めることが望ましい。</p> <p>都道府県及び市町村の女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方公共団体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行う。</p> <p>また、女性自立支援施設への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要に応じ女性相談支援センターで入所決定手続きを行い、一時保護を経なくとも直接女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制を整備する。また、女性自立支援施設への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行うことが重要である。</p> <p>なお、女性相談支援センターと女性自立支援施設の両者が併設されている場合が多いが、秘匿性の高い者の一時保護等に重点が置かれがちで、それぞれの機能が十分に発揮されていないという指摘もあることから、併設されている場合も、女性自立支援施設としての中長期的な専門的支援が行いうるようその在り方を検証することが重要である。</p> <p>(3) 民間団体との連携体制</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が重要であり、個人情報の適正な取扱いを確保した上で支援調整会議を活用しつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要である。一方、人材確保や運営資金の確保が困難な民間団体もあることや、民間団体が少ない地域もあることから、国は、民間団体相互間で情報共有や意見交換、連携した支援ができるための全国的なネットワークの構築に努めるとともに、国及び地方公共団体において、各地域における支援の実質的な担い手となる、女性支援を行う意向のある民間団体の立ち上げ、民間団体が運営を継続するに当たっての支援や、人材育成の支援を行う。また、国は、行政機関と民間団体の協働事例の調査や、横展開に向けた取組を推進する。</p>	<p>そのため、退所後も安定して自立した生活が営めるよう、道立女性相談援助センター（女性自立支援施設）は市町村や民間団体とも連携しつつ退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うよう努めます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道立女性相談援助センターでのアフターケア ○民間団体と協力したアフターケア <p>2. 支援の体制</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に、連携・協働することが重要です。支援調整会議の個別ケース検討会議をはじめとする本人中心の会議及び個別ケースの支援を必要に応じて重ねていくことで、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深め、連携・協働の体制を強化することにつながっていくと考えます。</p> <p>(1) 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制</p> <p>道立女性相談援助センターは、相談機関のほか、一時保護及び自立支援を行う道内唯一の公的機関であり、北海道の女性相談を行う中核を担っています。</p> <p>道及び市町村の女性相談支援員又は道立女性相談援助センターでの相談の受付から道立女性相談援助センターにおける一時保護、道立女性相談援助センター（女性自立支援施設）への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方公共団体における各機関も含む道立女性相談援助センターを中心とした連携により、包括的・継続的な支援を行います。</p> <p>また、道立女性相談援助センター（女性自立支援施設）への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要に応じ道立女性相談援助センターで入所決定手続きを行い、一時保護を経なくとも直接道立女性相談援助センター（女性自立支援施設）に入所し、各機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制を整備します。また、道立女性相談援助センター（女性自立支援施設）への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行います。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道立女性相談援助センターによる各種支援（相談支援、一時保護、自立支援） <p>(2) 民間団体との連携体制</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が重要であり、個人情報の適正な取扱いを確保した上で支援調整会議を活用しつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要です。</p> <p>このため、支援調整会議を活用して、民間団体との連携を図ります。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援調整会議を活用した相互連携 ○民間支援団体との意見交換

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>なお、多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体もあるとの指摘もあり、国及び地方公共団体は、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めるものとする。</p> <p>また、連携に当たっては、幅広い年代の困難な問題を抱える女性の支援に取り組む団体が育成されるよう留意するとともに、困難な問題を抱える女性が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の困難の原因・背景となっている構造に依存しないで生活することができるよう支援することの重要性に対する十分な理解が関係者に共有されるよう留意する。</p> <p>(4) 関係機関との連携体制</p> <p>支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、三機関を中心としつつ、行政の他の分野との連携も必要不可欠である。</p> <p>支援対象者が確実に次の段階の支援へと繋がるためにも、地方公共団体は、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む。</p> <p>また、特に支援対象者が児童を同伴している場合や、支援対象者本人が児童養護の対象者である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との協力が必要である。さらに性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていくことが重要である。</p> <p>日常的に連携することが想定される関係機関の例としては、以下が挙げられる。</p> <p>都道府県／市町村（福祉事務所、女性支援担当部局、障害保健福祉部局、男女共同参画主管部局等） 民間団体 警察／裁判所／日本司法支援センター／弁護士等 学校（幼稚園を含む）／教育委員会／保育園 保健所／精神保健福祉センター／市町村保健センター 職業紹介機関／職業訓練機関 児童相談所 医療機関／障害福祉サービス事業所／その他社会福祉サービス関係者等 配偶者暴力相談支援センター／性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター／男女共同参画センター 生活困窮者自立相談支援機関 母子生活支援施設 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 等</p> <p>(5) 配偶者暴力防止等法に基づく施策との関係</p> <p>配偶者暴力被害者については、困難な問題を抱える女性として法の支援の対象に含まれる者であり、女性相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターとしての役割も果たす。さらに、女性相談支援員は、配偶者暴力被害者の相談に応じ、必要な支援を行うことができる。女性自立支援施設は、配偶者暴力被害者の保護を行うことができる施設として位置づけられている。</p> <p>配偶者暴力被害者については、加害者が探索することにより危害を加えられる危険性が高いなどの特有の事情も踏まえつつ、配偶者暴力防止等法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成 25 年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）を踏まえて支援を行う必要がある。配偶者暴力被害者である入所者が居所の秘匿等を必要として</p>	<p>道の検討案</p> <p>(3) 関係機関との連携体制</p> <p>支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、道立女性相談援助センターを中心としつつ、行政の他の分野との連携も必要不可欠です。</p> <p>支援対象者が確実に次の段階の支援へと繋がるためにも、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組みます。</p> <p>また、特に支援対象者が児童を同伴している場合や、支援対象者本人が児童養護の対象者である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との協力が必要です。さらに性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていくことが重要です。</p> <p>【取組】</p> <p>○道が設置する女性相談援助関係機関等連絡会議による関係機関との連携 ○支援が必要な女性に同伴児童がいる場合は、児童相談所や市町村と連携</p>

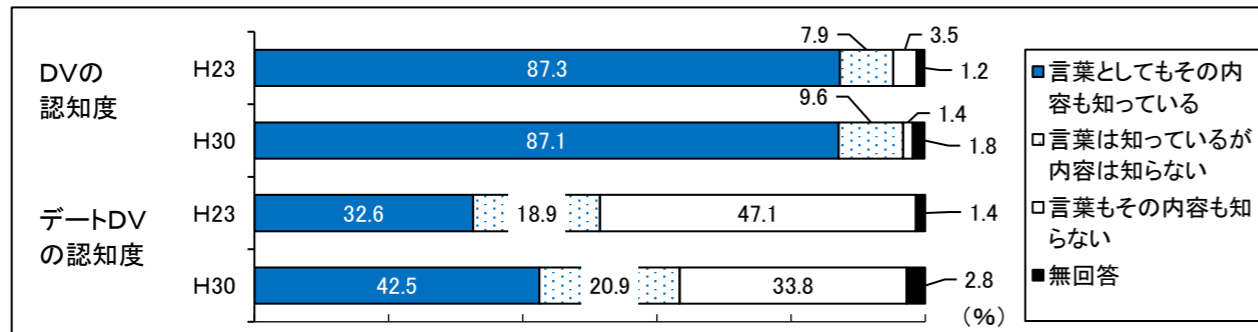
国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>いることが、他の入所者の自立に向けた社会生活等の活動に支障をきたす可能性もある等、法が配偶者暴力防止等法よりさらに広範な者を対象としていることから生じる課題もある。</p> <p>国及び地方公共団体は、例えば、必要に応じて近隣自治体とも連携しつつ、配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合とに対象を分けた上で、それぞれの支援に特化した施設の設置等それぞれの課題を踏まえた対応策や支援の在り方の検討に努める必要がある。</p> <p>7. 支援調整会議</p> <p>(1) 支援調整会議の設置・構成員等</p> <p>法においては、地方公共団体が支援調整会議を組織することを努力義務としている。支援調整会議は、困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、地方公共団体が、関係者を集めて組織する会議体である。支援調整会議においては、構成員となる地方公共団体や法人の役職員又は役職員であった者、構成員となる個人又は構成員であった個人に対して罰則のある守秘義務を設けることで、支援を必要とする女性の個人情報を含む情報を共有できることとしている。</p> <p>支援調整会議は、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うものであることから、都道府県又は市町村が単独で、又は地理的な事情や地域資源の量など、地域の実情に応じて共同して組織することが想定される。その際は、近接分野の関係機関の連携を図るための会議で、構成員が共通的なものについては、それぞれの議論すべき事項が適切に議論されるのであれば、双方の会議を兼ねて開催すること等、既存の会議体を活用することを妨げるものではない。</p> <p>支援調整会議の構成員としては、地方公共団体（都道府県・市町村）の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者をはじめとする民間団体、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、地域の女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性に関し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している民間団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関等が考えられるが、必要に応じて、これに限らず幅広い適切な者を構成員とすることが望ましい。</p> <p>(2) 支援調整会議の目的・議論内容・構成等</p> <p>支援調整会議においては、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとされている。その目的としては、①支援調整会議の構成員が地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること、②支援対象者が個々に抱える問題や本人の意向、支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携の在り方を明確化すること、③個別ケースについての支援調整会議では、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供し本人が選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること、④行政機関と民間団体等が協働してあるいは平行して支援を行う際に、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ効果的な支援を行うため、支援対象者についての情報を共有することがあげられる。</p> <p>支援調整会議を運営する際には、①困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う代表者会議、②個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う実務者会議、③一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要が</p>	<p>道の検討案</p> <p>(4) 支援調整会議</p> <p>支援調整会議は、困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、関係者を集めて組織する会議体であり、道においても、関係機関で構成する支援調整会議を設置し、支援対象者が適切な支援を受けられる体制を整備します。</p> <p>支援調整会議においては、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行います。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道本庁、市町村、道立女性相談援助センター、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、民間団体等の関係機関で構成する支援調整会議を設置 ○支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議に分けて実施

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>ある場合等の個別ケースについて詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議に段階を分けて実施することが考えられる。</p> <p>(3) 支援調整会議の招集や留意点等</p> <p>さらに、会議の主催者は都道府県又は市町村が想定されるが、関係者においても必要と考える場合は主催者に開催を要請できるようにすること、状況に応じて情報共有のための個別ケース検討会議を柔軟かつ機動的に開催することや、調整を担当する者を例えば市町村等の女性相談支援員とする等、地域の実情を踏まえつつ都道府県単位で明確にし、特に緊急に新たな個別ケース検討会議を招集する必要がある場合等に関係機関間の連絡調整が円滑に進むようにすることが重要である。また、オンライン等の活用については、高度な個人情報を取り扱うことについての十分な留意が必要である。</p> <p>また、困難な問題を抱える女性への支援体制の評価を行う代表者会議においては、地域の支援機関における支援に対する苦情の状況等も踏まえて実施体制の評価を行うとともに困難な問題を抱える女性への支援に係る関係機関の共通認識の醸成を図っていくことが望ましい。</p> <p>なお、支援調整会議で取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定に基づいて取り扱われる必要があり、とりわけ、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報の取扱い等について十分に留意することが求められる。</p> <p>支援調整会議については、地域ごとの実施状況や要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況を踏まえ、効果的、効率的な設置、運用の在り方についてさらに検討を進めることとする。</p> <p>8. 教育・啓発</p> <p>国及び地方公共団体は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るため、女性支援担当部局及び教育委員会等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等に努める。また、女性支援施策に関する一般市民に対する教育・啓発、広報等に努める。</p> <p>9. 人材育成</p> <p>国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設の職員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図るものとする。</p> <p>国は、職務の内容に応じた研修の内容の充実及び均てん化を図るため、都道府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムの構築を検討するものとする。併せて、全国の関係機関の職員（女性相談支援センター、女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設）に加え、地域の民間団体の職員等が、地域間格差の状況や優れた支援事例等について、互いの経験を共有し、共に学び合う機会の在り方を検討する。さらに、困難な問題を抱える女性自身が、身近な地域の支援機関を知ることができ、また、全国の支援機関が相互に連携を図りやすくなるよう、困難な問題を抱える女性支援に係る全国的なポータルサイトを構築し、リスク管理を十分に行った上で、同サイトにおいて</p>	<p>道の検討案</p> <p>(5) 教育・啓発</p> <p>女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るため、女性支援担当部局及び教育委員会等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等に努めます。また、女性支援施策に関する一般市民に対する教育・啓発、広報等に努めます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページやリーフレットによる啓発 ○学校関係者との連携による啓発 <p>(6) 人材育成</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、道立女性相談援助センターの職員や女性相談支援員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。</p> <p>国では、都道府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムの構築を検討するとされており、これを活用することとします。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係職員に対する研修会の実施

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>支援に係るマニュアルや調査研究事業の成果等の有益な情報が得られるようにする。</p> <p>都道府県及び市町村は、女性支援が自治体内の様々な部門に関係し得るものであることを踏まえ、男女共同参画や児童福祉等に関わる自治体職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解を促進する。</p> <p>国は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対して適切な処遇が確保されるための措置を講ずるよう努めることとするほか、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対し適切な処遇を行い、人材の確保に努めることとする。また、民間団体の職員も含め、困難な問題を抱える女性への支援に関わる者が研修に参加しやすいよう、職場の配慮や職場環境の整備に努める。</p> <p>10. 調査研究等の推進</p> <p>国は、支援主体において対応した困難な問題を抱える女性について、直面している問題の内容や年齢層、支援内容や実績、一時保護及び女性自立支援施設等における支援内容や一時保護及び女性自立支援施設の退所後の状況、自治体の取組状況等に関する定期的な実態調査を行い、公表する。</p> <p>特に、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援担当者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である。</p> <p>また、専門的な人材の育成、被害回復支援に向けた有効な方法等や、市町村と連携した施設からの地域移行や女性相談支援員を中心とする市町村の体制の在り方、支援調整会議の効果的な設置・運営の在り方、地域の中での居住機能を備えた新たな支援の在り方等の国内外の支援施策の先進事例等について調査研究を行うことを検討する。</p> <p>さらに法附則第2条に定められた支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究を行う。</p> <p><以下、第4次北海道配偶者暴力防止計画より抜粋></p> <p>第4 基本的な方向と具体的な取組</p> <p>I 配偶者からの暴力の根絶</p> <p>目標1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発</p> <p>1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進</p> <p>配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりに積極的に取り組む必要があります。なお、配偶者からの暴力の被害者の多くは女性ですが、男性や性的マイノリティの方の被害もあります。</p> <p>そのため、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、パートナーからの暴力等、男女平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向けて、加害者含め、男女を問わず全ての人の心に届く、啓発に取り組みます。</p> <p>平成23年度に実施したDVに関する意識調査では、9割近くの人がDV（ドメスティック・バイオレンス）を「言葉、内容とも知っている」と回答していた一方で、デートDV（学生などの若者が、交際相手から受ける暴力）については、半数近くの人が「言葉、内容とも知らない」と回答がありま</p>	<p>(7) 調査研究等の推進</p> <p>国の基本指針において、国では、困難な問題を抱える女性について、定期的な実態調査を行い、公表することとされています。また、先進事例等について、調査研究することを検討することとされています。</p> <p>道においては、国から発信される情報を参考にするとともに、困難な問題を抱える女性の実態を把握するため、必要な実態調査を行います。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や民間団体の取り組み等について情報収集 ○必要な実態調査の実施 <p>第3章 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する事項</p> <p>1. 配偶者からの暴力防止に向けた啓発</p> <p>(1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進</p> <p>配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりに積極的に取り組む必要があります。なお、配偶者からの暴力の被害者の多くは女性ですが、男性や性的マイノリティの方の被害もあります。さらに、同性カップル間の暴力や、被害者が外国人、障がい者などの場合があり、暴力の形態には身体的・精神的・経済的・性的なものなど多様な形があり得ることにも留意が必要です。</p> <p>そのため、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、パートナーからの暴力等、男女平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向けて、加害者含め、男女を問わず全ての人の心に届く、啓発に取り組みます。</p>

したが、平成30年度に実施した道民意識調査では、デートDVについて、言葉を知っている人は、6割を超えており、認知度が高まってきていることがうかがえます。(図18)

図18 「DV」・「デートDV」の言葉の認知度(北海道)



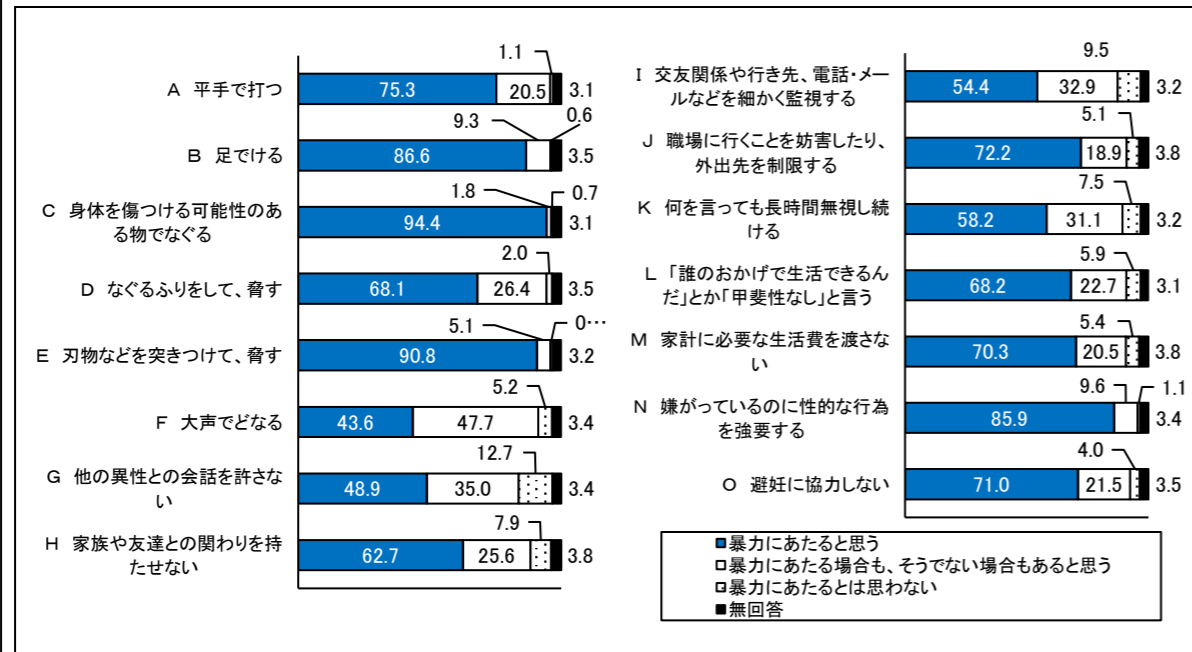
(資料出所：北海道環境生活部「DVに関する意識調査」(平成23年度)、総合政策部「道民意識調査」(平成30年度))

しかし、配偶者からの暴力に関する認識においては、「平手で打つ」、「足でける」、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」などの身体的暴行については、多くの方が配偶者からの暴力と認識していますが、「大声でどなる」、「他の異性との会話を許さない」、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」などの心理的攻撃については、3割以上の方がこれらの行為は暴力にあたらないと認識していることから、配偶者からの暴力に関する正しい認識について、啓発を行う必要があります。(図19)

配偶者からの暴力について相談できる窓口があることについて、「知っている」と答えた人の割合は全体で7割を超えていますが、3割近くの方は、相談窓口があることを「知らなかった」と答えています。(図20)

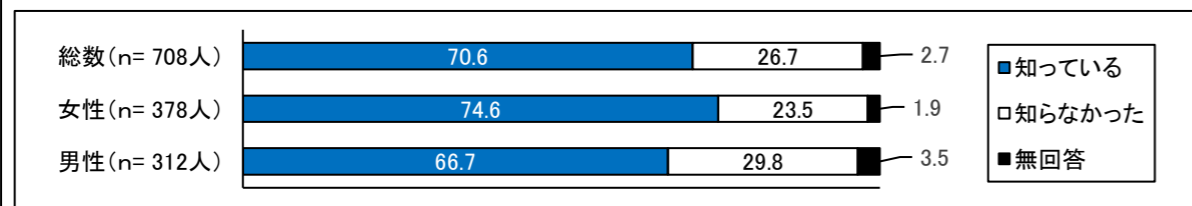
なお、これまでに身体的暴行や心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要の被害経験のあったと答えた人のうち、約3割の方は誰かに相談をしています。約5割の方は「相談しなかった」と回答されていることから、引き続き、相談窓口の啓発に取り組めます。(図21)

図19 配偶者からの暴力に関する認識（北海道）



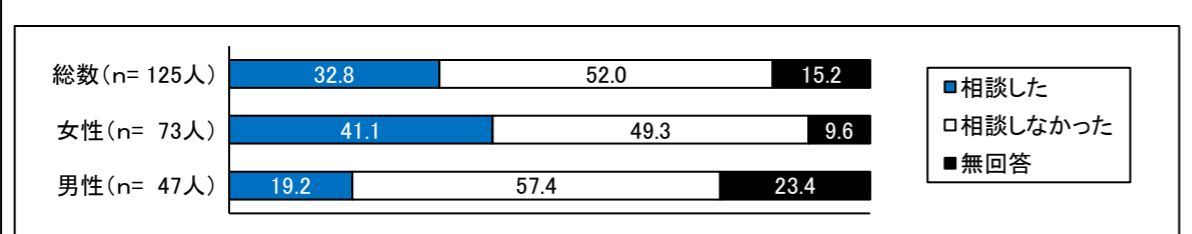
(資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査」(平成30年度))

図20 相談窓口の認知度（北海道）



(資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査」(平成30年度))

図21 配偶者からの暴力を受けた際の相談状況（北海道）



(資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査」(平成30年度))

また、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下、「児童虐待防止法」という。）では、児童への暴行等に加え、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることが規定されており、こうした言動から児童を守るための啓発に取り組みます。

さらに、被害者の適切な保護のため、通報や一時保護や保護命令等に関わる具体的な制度について併せて啓発を進めます。

〔施策の方向〕

配偶者からの暴力防止に向けた啓発については、特に次の点について道民の認識を高めるた

また、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）では、児童への暴行等に加え、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることが規定されており、こうした言動から児童を守るための啓発に取り組みます。

さらに、被害者の適切な保護のため、通報や一時保護や保護命令等に関わる具体的な制度について併せて啓発を進めます。

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>め、関係機関、団体と連携し、より積極的な広報、啓発及び教育に取り組みます。</p> <p>i 配偶者からの暴力についての認識の一層の浸透 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて啓発に努めます。</p> <p>また、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力等も含まれることなど、配偶者からの暴力についての認識が一層浸透するよう啓発に努めます。</p> <p>ii 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発 被害者の適切な保護に向け、配偶者暴力防止法の趣旨や内容、保護命令制度の利用のほか、相談窓口や一時保護等、被害者の保護に関わる具体的な制度について啓発を進めます。</p> <p>iii 児童虐待との関わりについての啓発 配偶者からの暴力が子どもに深刻な影響を与えるものであることを踏まえ、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることについても啓発に努めます。</p> <p>iv 外国人や障がい者への啓発 日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者に対して、適切に情報が提供されるよう努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[取 組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道のホームページなどの広報媒体の活用、情報誌の発行等 ○ 一般道民や企業等を対象としたパネル展やセミナーの開催 ○ マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）と連携した啓発活動 ○ 市町村や関係行政機関、民間団体、大学等と連携した広報活動 ○ 日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者へのリーフレット等を活用した啓発 </div> <p>2 若年層に対する予防啓発の推進 配偶者からの暴力を防止するためには、学校、家庭、地域など、あらゆる場で人権尊重の意識を高めていくことが重要です。</p> <p>とりわけ、若年層に対しパートナーからの暴力の問題について考える機会を提供することは有用であることから、関連機関や民間団体との連携により、若年層を対象とした啓発活動に取り組みます。</p> <p>なお、若年層への啓発に当たっては、インターネットなど多様な媒体を活用するなど、効果的な手法について工夫に努めます。</p> <p>また、学校では、人権教育の中でこの問題を取り上げるとともに、児童生徒の発達段階に応じ、パートナーからの暴力に関する予防教育を行うことが求められることから、教員や学校関係者に対する理解の促進を図ります。</p> <p>[施策の方向]</p> <p>i 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進</p>	<p>① 配偶者からの暴力についての認識の一層の浸透 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて啓発に努めます。</p> <p>また、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力等も含まれることなど、配偶者からの暴力についての認識が一層浸透するよう啓発に努めます。</p> <p>② 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発 被害者の適切な保護に向け、配偶者暴力防止法の趣旨や内容、保護命令制度の利用のほか、相談窓口や一時保護等、被害者の保護に関わる具体的な制度について啓発を進めます。</p> <p>③ 児童虐待との関わりについての啓発 配偶者からの暴力が子どもに深刻な影響を与えるものであることを踏まえ、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることについても啓発に努めます。</p> <p>④ 外国人や障がい者への啓発 日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者に対して、適切に情報が提供されるよう努めます。</p> <p>【取 組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道のホームページなどの広報媒体の活用、情報誌の発行等 ○一般道民や企業等を対象としたパネル展やセミナーの開催 ○マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）と連携した啓発活動 ○市町村や関係行政機関、民間団体、大学等と連携した広報活動 ○日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者へのリーフレット等を活用した啓発 <p>(2) 若年層に対する予防啓発の推進 配偶者からの暴力を防止するためには、学校、家庭、地域など、あらゆる場で人権尊重の意識を高めていくことが重要です。</p> <p>とりわけ、若年層に対しパートナーからの暴力の問題について考える機会を提供することは有用であることから、関連機関や民間団体との連携により、若年層を対象とした啓発活動に取り組みます。</p> <p>なお、若年層への啓発に当たっては、インターネットなど多様な媒体を活用するなど、効果的な手法について工夫に努めます。</p> <p>また、学校では、人権教育の中でこの問題を取り上げるとともに、児童生徒の発達段階に応じ、パートナーからの暴力に関する予防教育を行うことが求められることから、教員や学校関係者に対する理解の促進を図ります。</p> <p>① 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>学校、家庭、地域社会において、人権尊重や男女平等参画の視点に立った教育を進めます。</p> <div data-bbox="338 264 1469 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの人権や男女平等参画に関する教育の推進 ○ 学校関係者を対象とした研修会の開催による配偶者暴力や交際相手からの暴力に関する理解促進 ○ 学校における予防教育の推進 ○ 学校教育関係者との連携による学習に必要な教材等の作成 </div> <p>ii 若年層への効果的な啓発の推進 交際相手からの暴力に関する若者への理解促進と相談窓口の周知を図ります。</p> <div data-bbox="338 709 1469 951" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページやリーフレットに掲載するチェックリストの活用などによる若年層への啓発 ○ 若年層を対象とした予防啓発の充実 ○ 青少年団体と連携した啓発活動 ○ 学校教育関係者との連携による交際相手からの暴力に関する知識や相談窓口の周知、啓発 </div>	<p>学校、家庭、地域社会において、人権尊重や男女平等参画の視点に立った教育を進めます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページやリーフレットに掲載するチェックリストの活用などによる若年層への啓発 ○ 若年層を対象とした予防啓発の充実 ○ 青少年団体と連携した啓発活動 ○ 学校教育関係者との連携による交際相手からの暴力に関する知識や相談窓口の周知、啓発 <p>② 若年層への効果的な啓発の推進 交際相手からの暴力に関する若者への理解促進と相談窓口の周知を図ります。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの人権や男女平等参画に関する教育の推進 ○ 学校関係者を対象とした研修会の開催による配偶者暴力や交際相手からの暴力に関する理解促進 ○ 学校における予防教育の推進 ○ 学校教育関係者との連携による学習に必要な教材等の作成
<p>目標2 被害者の発見や相談体制の充実</p> <p>1 被害者の早期発見 配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから、潜在化しやすく被害が深刻化しやすいという特性があります。 このため、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応が求められています。</p> <p>(1) 通報による早期発見 配偶者の暴力から被害者を保護するためには、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、通報等により暴力を発見することが必要です。 そのためには、一般の方々からの通報等、被害者の身近な方々の支援が重要です。 また、学校や児童相談所、保健所などとの連携や啓発を一層進めることが必要です。</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>i 通報の意義についての啓発 配偶者暴力防止法では、一般の方々に対し、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければならないとされていることを踏まえ、早期発見の意義等について、様々な機会を活用して啓発に努めます。</p> <p>ii 関係機関への通報の啓発 学校や児童相談所、保健所など配偶者からの暴力の早期発見につながる可能性のある機関や団体等への啓発に努めます。</p>	<p>2. 被害者の発見や相談体制の充実</p> <p>(1) 被害者の早期発見 配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから、潜在化しやすく被害が深刻化しやすいという特性があります。 このため、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応が求められています。</p> <p>① 通報による早期発見 配偶者の暴力から被害者を保護するためには、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、通報等により暴力を発見することが必要です。 そのためには、一般の方々からの通報等、被害者の身近な方々の支援が重要です。 また、学校や児童相談所、保健所などとの連携や啓発を一層進めることが必要です。</p> <p>ア 通報の意義についての啓発 配偶者暴力防止法では、一般の方々に対し、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければならないとされていることを踏まえ、早期発見の意義等について、様々な機会を活用して啓発に努めます。</p> <p>イ 関係機関への通報の啓発 学校や児童相談所、保健所など配偶者からの暴力の早期発見につながる可能性のある機関や団体等への啓発に努めます。</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道の広報媒体、リーフレット、インターネットなどの活用 ○ 学校や児童相談所、保健所などの関係機関や団体、市町村等に対する積極的な情報提供 <p>(2) 医療関係者等からの通報</p> <p>医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあり、配偶者暴力防止法においても、医療関係者が業務を行うに当たって被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされています。</p> <p>このため、医療関係者には、配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して積極的に通報を行う役割が期待されます。</p> <p>一方、通報に当たっては、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要であり、通報の同意を得られない場合は、被害者自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センターや相談機関等を適切に利用できるよう、関係機関に関する情報を提供することが必要です。</p> <p>医療関係者からの通報は、信頼関係と安全確保の観点から、原則として、被害者の明示的な同意が確認できた場合に行うことが望ましいと考えられますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。</p> <p>また、民生委員、児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあり、被害者の発見や通報において積極的な役割が期待されます。</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>i 医療関係者への啓発</p> <p>医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定と、被害者を発見した際の対応について、医師会等関係機関と連携した啓発に努めます。</p> <p>ii 被害者保護に向けた連携</p> <p>配偶者からの暴力について、情報交換を行うなど、医療関係者との連携に努めます。</p> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進による被害者の発見、保護に向けた連携 ○ 相談機関に係る情報が、被害者に確実に提供されるよう、医療関係者に対する周知 ○ 配偶者からの暴力に関する会議等への参画等による連携の推進 ○ 救急救命士など救急隊員への配偶者暴力防止法の趣旨の周知 <p>iii 福祉関係者との連携</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道の広報媒体、リーフレット、インターネットなどの活用 ○学校や児童相談所、保健所などの関係機関や団体、市町村等に対する積極的な情報提供 <p>② 医療関係者等からの通報</p> <p>医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあり、配偶者暴力防止法においても、医療関係者が業務を行うに当たって被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされています。</p> <p>このため、医療関係者には、配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して積極的に通報を行う役割が期待されます。</p> <p>一方、通報に当たっては、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要であり、通報の同意を得られない場合は、被害者自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センターや相談機関等を適切に利用できるよう、関係機関に関する情報を提供することが必要です。</p> <p>医療関係者からの通報は、信頼関係と安全確保の観点から、原則として、被害者の明示的な同意が確認できた場合に行うことが望ましいと考えられますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。</p> <p>また、民生委員、児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあり、被害者の発見や通報において積極的な役割が期待されます。</p> <p>ア 医療関係者への啓発</p> <p>医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定と、被害者を発見した際の対応について、医師会等関係機関と連携した啓発に努めます。</p> <p>イ 被害者保護に向けた連携</p> <p>配偶者からの暴力について、情報交換を行うなど、医療関係者との連携に努めます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進による被害者の発見、保護に向けた連携 ○相談機関に係る情報が、被害者に確実に提供されるよう、医療関係者に対する周知 ○配偶者からの暴力に関する会議等への参画等による連携の推進 ○救急救命士など救急隊員への配偶者暴力防止法の趣旨の周知 <p>ウ 福祉関係者との連携</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>民生委員、児童委員などは、相談業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあることから、適切な対応ができるよう、連携に努めます。</p> <div data-bbox="338 304 1469 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道民生委員、児童委員連盟が開催する研修会への講師派遣や研修資料の提供など、被害者の発見、保護に向けた連携 ○ 関係機関連絡会議における「民生委員・児童委員向け相談対応マニュアル」の周知と、研修を通じた利用の促進 </div> <p>2 通報等への適切な対応</p> <p>通報を受けた配偶者暴力相談支援センター又は警察官は、被害者の安全確保を第一として、被害防止の措置や被害者の相談、一時保護の迅速かつ適切な対応が求められます。</p> <p>(1) 配偶者暴力相談支援センター</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>i 被害者の安全確保</p> <p>被害者の安全確保を第一に、警察官や市町村などの関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。</p> <p>また、被害者が高齢者又は障がい者で、通報の内容から虐待に当たると思われる場合は、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」又は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に基づき、市町村に通報するとともに、その後の支援に際して、市町村と十分な連携を図ります。</p> <div data-bbox="338 1108 1469 1556" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通報を受けた場合の被害者の安全の確認 ○ 通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談支援センターに関する情報を提供してもらうよう協力依頼 ○ 道立女性相談援助センターにおける医療機関専用電話の活用による通報への適切な対応 ○ 被害者に対し、配偶者暴力支援センターが行う支援の説明など安全確保の助言や必要な保護を受けることを勧奨 ○ 危険急迫の場合は、警察に通報するとともに、被害者に、一時保護を受けることを勧奨 ○ 通報者の氏名等を公にすることがないよう注意 ○ 高齢者虐待又は障がい者虐待に当たる場合は、市町村に通報するとともに、届け出に関する説明を行うなどの支援を実施 </div> <p>(2) 警察</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>i 被害の防止</p> <p>警察官は、通報やパトロールでの発見により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。</p>	<p>民生委員、児童委員などは、相談業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあることから、適切な対応ができるよう、連携に努めます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北海道民生委員、児童委員連盟が開催する研修会への講師派遣や研修資料の提供など、被害者の発見、保護に向けた連携 ○関係機関連絡会議における「民生委員・児童委員向け相談対応マニュアル」の周知と、研修を通じた利用の促進 <p>(2) 通報等への適切な対応</p> <p>通報を受けた配偶者暴力相談支援センター又は警察官は、被害者の安全確保を第一として、被害防止の措置や被害者の相談、一時保護の迅速かつ適切な対応が求められます。</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センター</p> <p>被害者の安全確保を第一に、警察官や市町村などの関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。</p> <p>また、被害者が高齢者又は障がい者で、通報の内容から虐待に当たると思われる場合は、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」又は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に基づき、市町村に通報するとともに、その後の支援に際して、市町村と十分な連携を図ります。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通報を受けた場合の被害者の安全の確認 ○通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談支援センターに関する情報を提供してもらうよう協力依頼 ○道立女性相談援助センターにおける医療機関専用電話の活用による通報への適切な対応 ○被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターが行う支援の説明など安全確保の助言や必要な保護を受けることを勧奨 ○危険急迫の場合は、警察に通報するとともに、被害者に、一時保護を受けることを勧奨 ○通報者の氏名等を公にすることがないよう注意 ○高齢者虐待又は障がい者虐待に当たる場合は、市町村に通報するとともに、届け出に関する説明を行うなどの支援を実施 <p>② 警察</p> <p>警察官は、通報やパトロールでの発見により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力の制止、応急の救護を要すると認められる被害者の保護 ○ 必要な捜査の実施及び被害の発生を防止するための措置 ○ 被害者に対して、事案に応じた自衛措置の教示その他の援助 ○ 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度の教示等 <p>3 相談体制の充実</p> <p>本道においては、その広域性を考慮して相談体制の充実を図る必要があり、被害者が身近な地域で相談したり情報を入手できるよう、きめ細かな対応を図ることが重要です。</p> <p>現在、道内20か所の配偶者暴力相談支援センター（全道16か所、札幌市2か所、旭川市、函館市各1ヶ所）のほか警察署や民間シェルター、市町村、民生委員、児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所等が配偶者からの暴力や関連する問題について、相談対応を行っています。</p> <p>また、北海道被害者相談室や性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）にも、配偶者からの暴力についての相談が寄せられています。</p> <p>配偶者からの暴力に関する相談は、内容が多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターやその中核的機関である道立女性相談援助センターの相談機能を充実するとともに、福祉、保健、人権擁護、教育など関連する専門分野の機関や団体、市町村とのネットワークの充実を図るなど、全道的な相談体制の整備に努めます。</p> <p>被害者の身近な相談機関として、市町村の関係部署や地域の保健所などは重要な役割を果たしています。特に、市町村は基礎的自治体として、被害者支援に直接つながる多様な機能を有していることから、今後、一層市町村との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、国や道、民間団体の調査において、配偶者からの暴力が行われている家庭では、同時に児童への暴力との関係が指摘されていることから、児童相談所等の関係機関との連携も重要です。児童虐待防止法では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待に含まれることが規定されていることから、特に同伴する子どもに関して、児童相談所等の関係機関と連携し、保護及び支援等適切な対応に努めます。</p> <p>被害者への相談対応に当たっては、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど被害者の人権に配慮した対応に努めるとともに、性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>(1) 配偶者暴力相談支援センター</p> <p>道の配偶者暴力相談支援センターとして、現在、道立女性相談援助センター、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室及び各（総合）振興局保健環境部環境生活課（14か所）の合計16か所が設置されており、各センターでは、配偶者からの暴力の相談に対して、必要な助言等を行っています。</p> <p>また、中核施設である道立女性相談援助センターでは、被害者の心身の健康を回復させるための心理相談や自立支援、保護命令制度についての情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行っています。</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力の制止、応急の救護を要すると認められる被害者の保護 ○ 必要な捜査の実施及び被害の発生を防止するための措置 ○ 被害者に対して、事案に応じた自衛措置の教示その他の援助 ○ 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度の教示等 <p>(3) 相談体制の充実</p> <p>本道においては、その広域性を考慮して相談体制の充実を図る必要があり、被害者が身近な地域で相談したり情報を入手できるよう、きめ細かな対応を図ることが重要です。</p> <p>現在、配偶者暴力相談支援センターのほか警察署や民間シェルター、市町村、民生委員、児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所等が配偶者からの暴力や関連する問題について、相談対応を行っています。</p> <p>また、北海道被害者相談室や性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）にも、配偶者からの暴力についての相談が寄せられています。</p> <p>配偶者からの暴力に関する相談は、内容が多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターやその中核的機関である道立女性相談援助センターの相談機能を充実するとともに、福祉、保健、人権擁護、教育など関連する専門分野の機関や団体、市町村とのネットワークの充実を図るなど、全道的な相談体制の整備に努めます。</p> <p>被害者の身近な相談機関として、市町村の関係部署や地域の保健所などは重要な役割を果たしています。特に、市町村は基礎的自治体として、被害者支援に直接つながる多様な機能を有していることから、今後、一層市町村との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、国や道、民間団体の調査において、配偶者からの暴力が行われている家庭では、同時に児童への暴力との関係が指摘されていることから、児童相談所等の関係機関との連携も重要です。児童虐待防止法では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待に含まれることが規定されていることから、特に同伴する子どもに関して、児童相談所等の関係機関と連携し、保護及び支援等適切な対応に努めます。</p> <p>被害者への相談対応に当たっては、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど被害者の人権に配慮した対応に努めるとともに、性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センター</p> <p>道の配偶者暴力相談支援センターとして、現在、道立女性相談援助センター、道本庁庁子ども家庭支援課及び各振興局社会福祉課（14か所）の合計16か所が設置されており、配偶者からの暴力の相談に対して、必要な助言等を行っています。</p> <p>また、中核施設である道立女性相談援助センターでは、被害者の心身の健康を回復させるための心理相談や自立支援、保護命令制度についての情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行っています。</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画
<p>このほか、道では、視覚障がいのある相談者向けの点字版リーフレットを作成し、各配偶者暴力相談支援センターや市町村に配付しています。</p> <p>被害者からの相談に対応するために、引き続き、配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化と関係機関との連携の充実に努めます。</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>i 道立女性相談援助センターの相談機能の強化 道立女性相談援助センターには、相談や心理判定等を担う職員をはじめ、嘱託医等を配置しており、道の中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、他の相談機関からの処遇困難なケースに関するアドバイス要請に対応できるよう、相談機能の強化に努めます。</p> <p>また、福祉、保健、人権擁護、教育等に関連する専門分野の機関、団体との連携を図り、多様な相談に対する機能の充実に努めます。</p> <p>ii 関係機関との全道的ネットワークの充実による相談体制の整備 環境生活部くらし安全局道民生活課は、国及び関係機関からの情報提供、広報啓発、統計調査等、配偶者暴力防止施策に係る総合調整機関としての機能を果たすとともに、関係機関とのネットワークの充実を図り、全道的な相談体制の整備に努めます。</p> <p>iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実による相談対応の推進 (総合) 振興局の配偶者暴力相談支援センター(各(総合) 振興局保健環境部環境生活課(14ヶ所))は、被害者に身近な市町村や地域の関係機関との連携を図るため、地域のネットワークの充実に努めます。</p> <p>iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進 関係機関と連携し、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、人権に配慮した対応に努めるとともに、被害者が、外国人、障がい者、高齢者であることを理由に、支援が受けにくいことにならないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うよう努めます。</p> <p>v 配偶者からの暴力から子どもを守る相談体制の整備 児童相談所等との連携による、同伴の子どもに対する相談体制の整備に努めます。</p> <p>児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童相談所、市町村、福祉事務所、警察等の関係機関と連携し、子どもの保護及び支援のため、適切に対応します。</p> <p>また、各市町村の要保護児童対策地域協議会とも連携協力します。</p>
<p>〔取組〕</p> <p>〈道立女性相談援助センター〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道の中核的な施設としての機能の充実 ○ 関係機関との相互連携を進めるなど相談体制の一層の充実 ○ 弁護士による法律相談の実施 <p>〈配偶者暴力相談支援センター(道立女性相談援助センターを含む)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者からの相談に適切に対応できるよう必要な研修等の充実 ○ 道立精神保健福祉センター等との連携による精神障がい等の問題に関する相談対応

道の検討案
<p>このほか、道では、視覚障がいのある相談者向けの点字版リーフレットを作成し、各配偶者暴力相談支援センターや市町村に配付しています。</p> <p>被害者からの相談に対応するために、引き続き、配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化と関係機関との連携の充実に努めます。</p> <p>ア 道立女性相談援助センターの相談機能の強化 道立女性相談援助センターには、相談や心理判定等を担う職員をはじめ、嘱託医等を配置しており、道の中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、他の相談機関からの処遇困難なケースに関するアドバイス要請に対応できるよう、相談機能の強化に努めます。</p> <p>また、福祉、保健、人権擁護、教育等に関連する専門分野の機関、団体との連携を図り、多様な相談に対する機能の充実に努めます。</p> <p>イ 関係機関との全道的ネットワークの充実による相談体制の整備 道本庁は、国及び関係機関からの情報提供、広報啓発、統計調査等、配偶者暴力防止施策に係る総合調整機関としての機能を果たすとともに、関係機関とのネットワークの充実を図り、全道的な相談体制の整備に努めます。</p> <p>ウ 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実による相談対応の推進 各振興局の配偶者暴力相談支援センターは、被害者に身近な市町村や地域の関係機関との連携を図るため、地域のネットワークの充実に努めます。</p> <p>エ 被害者の人権に配慮した相談対応の推進 関係機関と連携し、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、人権に配慮した対応に努めるとともに、被害者が、外国人、障がい者、高齢者であることを理由に、支援が受けにくいことにならないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うよう努めます。</p> <p>オ 配偶者からの暴力から子どもを守る相談体制の整備 児童相談所等との連携による、同伴の子どもに対する相談体制の整備に努めます。</p> <p>児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童相談所、市町村、福祉事務所、警察等の関係機関と連携し、子どもの保護及び支援のため、適切に対応します。</p> <p>また、各市町村の要保護児童対策地域協議会とも連携協力します。</p>
<p>【取組】</p> <p>(道立女性相談支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道の中核的な施設としての機能の充実 ○関係機関との相互連携を進めるなど相談体制の一層の充実 ○弁護士による法律相談の実施 <p>(配偶者暴力相談支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者からの相談に適切に対応できるよう必要な研修等の充実 ○道立精神保健福祉センター等との連携による精神障がい等の問題に関する相談対応 ○関係機関に対する全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報発信 ○全道及び地域の関係機関連絡会議開催による情報共有

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<div data-bbox="341 184 1469 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関に対する全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報発信 ○ 全道及び地域の関係機関連絡会議開催による情報共有 </div> <p>(2) 警察</p> <p>被害者からの相談において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、警察がとり得る各種措置を教示した上で、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件としての立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じます。</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>i 相談体制の充実と関係機関との連携</p> <p>警察は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、引き続き配偶者からの暴力に関する相談に対応していきます。</p> <p>配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限らず、警察以外の機関において措置することが適切であると認められる事案もあり、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携をさらに強化していきます。</p> <div data-bbox="341 909 1469 1591" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者に対する事件化の検討、厳正かつ積極的な捜査、指導警告、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒等の保護措置 ○ 被害者に対して、被害を自ら防止するための措置、配偶者暴力防止法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示等 ○ 女性警察職員等による相談対応や相談しやすい環境への配慮 ○ 被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があった場合の必要な援助 <ul style="list-style-type: none"> a 避難その他の措置の教示 b 加害者に住所又は居所を知られない方法の教示 c 被害者が配偶者からの暴力等による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置 d その他申出に係る配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するために適当と認める援助 ○ 被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、必要に応じた被害の届出の働きかけ ○ 事案の兆候をいち早く把握するとともに、被害の未然防止、拡大防止を図るための関係機関との連携 </div> <p>(3) 市町村との連携</p> <p>市町村は、配偶者からの暴力を防止し、被害者の自立支援や、適切な保護を図る責務を有しており、配偶者暴力防止法第3条においては、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされています。北海道の広域性を考慮すると、身近な行政主体である市町村に支援の窓口となる配偶者暴力相談支援センターが設置されることが重要と考えます。</p> <p>市町村は、基礎自治体として、福祉・保健・教育等多くの関係部署があり、被害者支援につながる</p>	<p>道の検討案</p> <p>② 警察</p> <p>被害者からの相談において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、警察がとり得る各種措置を教示した上で、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件としての立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じます。</p> <p>警察は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、引き続き配偶者からの暴力に関する相談に対応していきます。</p> <p>配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限らず、警察以外の機関において措置することが適切であると認められる事案もあり、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携をさらに強化していきます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加害者に対する事件化の検討、厳正かつ積極的な捜査、指導警告、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒等の保護措置 ○被害者に対して、被害を自ら防止するための措置、配偶者暴力防止法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示等 ○女性警察職員等による相談対応や相談しやすい環境への配慮 ○被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があった場合の必要な援助（避難その他の措置の教示など） ○被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、必要に応じた被害の届出の働きかけ ○事案の兆候をいち早く把握するとともに、被害の未然防止、拡大防止を図るための関係機関との連携 <p>③ 市町村との連携</p> <p>市町村は、配偶者からの暴力を防止し、被害者の自立支援や、適切な保護を図る責務を有しており、配偶者暴力防止法第3条においては、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされています。北海道の広域性を考慮すると、身近な行政主体である市町村に支援の窓口となる配偶者暴力相談支援センターが設置されることが重要と考えます。</p> <p>市町村は、基礎自治体として、福祉・保健・教育等多くの関係部署があり、被害者支援につながる</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画

多様な機能を有しており、相談から自立支援まで重要な役割を担っていることから、被害者の身近な相談機関である市町村との連携を強め、被害者の身近な相談体制の充実を図ります。

〔施策の方向〕

i 市町村の相談窓口との連携と支援

被害者に身近な相談窓口としての市町村による支援がより効果的に推進されるよう連携を進めます。

〔取組〕

- 被害者の相談に対して、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置に向けた働きかけ
- 積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言等の支援の充実
- 配偶者暴力相談支援センター設置に向けた必要な支援
- 配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な技術支援や情報の提供等
- 市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要な財政措置に関わる国への要望

(4) その他関係機関との連携

配偶者暴力相談支援センターや警察署、民間シェルター、市町村のほか、民生委員、児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、北海道被害者相談室や性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）等も相談機関としての役割を担っており、今後、一層、各機関との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。

また、広域性を有する本道では、被害者の相談業務や、同行支援、自立支援等の機能を担う民間シェルターが地域において重要な役割を果たしていますが、運営基盤が脆弱かつ不安定であることから、配偶者暴力の被害者支援を円滑に推進する上で、民間シェルターの運営基盤の強化が課題となっています。

〔施策の方向〕

i 全道的な相談機関のネットワークの充実

被害者の相談窓口として民間団体、民生委員、児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、児童相談所等とのネットワークの充実に努めます。

ii 多様な相談体制の整備

多様な相談に対応するため関係機関との相互連携を進め、相談、支援体制の充実を図ります。

iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実

各（総合）振興局ごとに、地域の関係機関とのネットワークの充実に努めます。

道の検討案

る多様な機能を有しており、相談から自立支援まで重要な役割を担っていることから、被害者の身近な相談機関である市町村との連携を強め、被害者の身近な相談体制の充実を図ります。

【取組】

- 被害者の相談に対して、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置に向けた働きかけ
- 積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言等の支援の充実
- 配偶者暴力相談支援センター設置に向けた必要な支援
- 配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な技術支援や情報の提供等
- 市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要な財政措置に関わる国への要望

④ その他関係機関との連携

配偶者暴力相談支援センターや警察署、民間シェルター、市町村のほか、民生委員、児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、北海道被害者相談室や性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）等も相談機関としての役割を担っており、今後、一層、各機関との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。

また、広域性を有する本道では、被害者の相談業務や、同行支援、自立支援等の機能を担う民間シェルターが地域において重要な役割を果たしていますが、運営基盤が脆弱かつ不安定であることから、配偶者暴力の被害者支援を円滑に推進する上で、民間シェルターの運営基盤の強化が課題となっています。

ア 全道的な相談機関のネットワークの充実

被害者の相談窓口として民間団体、民生委員、児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、児童相談所等とのネットワークの充実に努めます。

イ 多様な相談体制の整備

多様な相談に対応するため関係機関との相互連携を進め、相談、支援体制の充実を図ります。

ウ 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実

各（総合）振興局ごとに、地域の関係機関とのネットワークの充実に努めます。

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間シェルターとの連携 ○ 民間シェルターが行う相談活動及び自立支援活動に対する支援 ○ 民間シェルターの運営基盤の安定強化及び被害者支援の活動に対する補助制度などの創設に関わる、国への要請 ○ 民生委員、児童委員との連携 ○ 人権擁護機関との連携 ○ 関係機関連絡会議における人権擁護委員向け相談対応マニュアルの周知・利用促進 ○ 福祉事務所との連携 ○ 北海道被害者相談室及び性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）との連携 	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間シェルターとの連携 ○ 民間シェルターが行う相談活動及び自立支援活動に対する支援 ○ 民間シェルターの運営基盤の安定強化及び被害者支援の活動に対する補助制度などの創設に関わる、国への要請 ○ 民生委員、児童委員との連携 ○ 人権擁護機関との連携 ○ 関係機関連絡会議における人権擁護委員向け相談対応マニュアルの周知・利用促進 ○ 福祉事務所との連携 ○ 北海道被害者相談室及び性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）との連携
<p>目標3 安全な保護のための体制の整備、充実</p> <p>1 保護体制の充実</p> <p>被害者が加害者から逃れ、身の安全を図るためには、緊急に避難できる場所が必要です。一時保護は、配偶者暴力防止法により、都道府県の責務とされています。</p> <p>道内における被害者の一時保護は、道立女性相談援助センターに加え、本道の広域性を考慮し、厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルターなどに委託して行っています。</p> <p>また、この他、被害者本人の意思や状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設、児童相談所等の一時保護所を活用した対応に努めています。</p> <p>一時保護の場合、被害者や同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれもあることから、福祉事務所や警察等関係機関との緊密な連携を図る必要があります。</p> <p>また、障がい者虐待や高齢者虐待、児童虐待に当たる場合は、家庭への支援が必要となり、市町村の果たす役割が大きいことから、市町村と密接な連携を図ります。</p> <p>被害者の人権への配慮、秘密の保持、同伴する子ども等の保護等、安全で安心な保護に努めるとともに、日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への対応について配慮します。また、男性の被害者についても、平成27年からは、一時保護を行っています。</p> <p>(1) 道立女性相談援助センター（婦人相談所）</p> <p>道では、道立女性相談援助センターが、市町村や警察等の関係機関と連携し女性の被害者の一時保護（夜間及び休日の緊急時に対応）を行っています。</p> <p>一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう、相談、心理判定、支援担当職員及び保育士、弁護士、嘱託医、看護師等の職員を配置し、相互に連携しながら、入所者に対する自立支援に関する相談や心理的支援、同伴する子どもの保育支援等を行っています。</p> <p>また、弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」、内科医による「健康相談」を実施しています。</p> <p>同伴する子どもに対しても、心理教育を行うとともに、必要に応じて心理判定を行うなど児童相談所と連携し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。</p>	<p>3. 安全な保護のための体制の整備、充実</p> <p>(1) 保護体制の充実</p> <p>被害者が加害者から逃れ、身の安全を図るためには、緊急に避難できる場所が必要です。一時保護は、配偶者暴力防止法により、都道府県の責務とされています。</p> <p>道内における被害者の一時保護は、道立女性相談援助センターに加え、本道の広域性を考慮し、厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルターなどに委託して行っています。</p> <p>この他、被害者本人の意思や状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設、児童相談所等の一時保護所を活用した対応に努めています。</p> <p>一時保護の場合、被害者や同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれもあることから、福祉事務所や警察等関係機関との緊密な連携を図る必要があります。</p> <p>また、障がい者虐待や高齢者虐待、児童虐待に当たる場合は、家庭への支援が必要となり、市町村の果たす役割が大きいことから、市町村と密接な連携を図ります。</p> <p>被害者の人権への配慮、秘密の保持、同伴する子ども等の保護等、安全で安心な保護に努めるとともに、日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への対応について配慮します。また、男性の被害者についても、平成27年からは、一時保護を行っています。</p> <p>① 道立女性相談援助センター</p> <p>道では、道立女性相談援助センターが、市町村や警察等の関係機関と連携し女性の被害者の一時保護（夜間及び休日の緊急時に対応）を行っています。</p> <p>一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう、相談、心理判定、支援担当職員及び保育士、嘱託弁護士、嘱託医、看護師等の職員を配置し、相互に連携しながら、入所者に対する自立支援に関する相談や心理的支援、同伴する子どもの保育支援等を行っています。</p> <p>また、弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」、内科医による「健康相談」を実施しています。</p> <p>同伴する子どもに対しても、心理教育を行うとともに、必要に応じて心理判定を行うなど児童相談所と連携し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。</p>

〔施策の方向〕

i 受入れ態勢の充実

被害者が安心して援助を受けることができるよう被害者の心身の健康の維持、回復や同伴する子どもの学習機会の確保など、受入れ態勢の充実に努めます。

ii 関係機関との緊密な連携

一時保護に当たっては、警察や福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関と速やかに連絡や情報交換を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。

また、高齢や障害など複合的な問題を抱える被害者の支援について、関係機関との連携強化を進めます。

〔取組〕

- 警察等との連携による加害者の追求からの安全確保
- 弁護士・嘱託医による専門相談の実施
- 被害者の状況に応じた入所期間の弾力的対応
- 心理的回復を目的とした心理的支援プログラムの実施
- 被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため関係機関と連携
- 児童相談所等との連携による同伴する子どもの適切な保護及び支援
- 教育関係機関の協力による同伴する子どもの教育機会の確保
- 入国管理局等との連携による外国人被害者の支援、通訳の確保等の体制づくり
- 一時保護に関する他都府県との広域的な連携
- 入所者が安全・安心に生活できる施設の維持、運営

(2) 一時保護を委託する施設

広域な本道において適切な一時保護を実施するため、道内の民間シェルターなど12カ所に一時保護を委託しています。

道内の一時保護件数は、配偶者暴力防止法施行以降、概ね、300件前後で推移しています。一時保護件数全体の中で、特に、民間シェルターへの委託による保護件数が半数以上を占めており、広域な面積を有する北海道にあっては、各地域で活動する民間シェルターは、重要かつ大きな役割を果たしています

〔施策の方向〕

i 全道的な一時保護体制の充実

民間の一時保護委託施設では、被害者に対する相談から一時保護、自立まできめ細かな支援が行われており、道が行う被害者の支援対策を補完する役割を担っていることから、今後も連携し、一時保護体制の充実に努めます。

〔取組〕

- 支援活動を行っている施設、団体との連携の確保
- 社会福祉施設等への委託による男性被害者の一時保護等の実施

2 保護命令制度の利用

保護命令制度は、配偶者からの「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者

ア 受入れ態勢の充実

被害者が安心して援助を受けることができるよう被害者の心身の健康の維持、回復や同伴する子どもの学習機会の確保など、受入れ態勢の充実に努めます。

イ 関係機関との緊密な連携

一時保護に当たっては、警察や福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関と速やかに連絡や情報交換を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。

また、高齢や障がいなど複合的な問題を抱える被害者の支援について、関係機関との連携強化を進めます。

【取組】

- 警察等との連携による加害者の追求からの安全確保
- 弁護士・嘱託医による専門相談の実施
- 被害者の状況に応じた入所期間の弾力的対応
- 心理的回復を目的とした心理的支援プログラムの実施
- 被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため関係機関と連携
- 児童相談所等との連携による同伴する子どもの適切な保護及び支援
- 教育関係機関の協力による同伴する子どもの教育機会の確保
- 入国管理局等との連携による外国人被害者の支援、通訳の確保等の体制づくり
- 一時保護に関する他都府県との広域的な連携
- 入所者が安全・安心に生活できる施設の維持、運営

② 一時保護を委託する施設

広域な本道において適切な一時保護を実施するため、道内の民間シェルターなど12カ所に一時保護を委託しています。

道内の一時保護件数は、配偶者暴力防止法施行以降、概ね、300件前後で推移しています。一時保護件数全体の中で、特に、民間シェルターへの委託による保護件数が半数以上を占めており、広域な面積を有する北海道にあっては、各地域で活動する民間シェルターは、重要かつ大きな役割を果たしています

民間の一時保護委託施設では、被害者に対する相談から一時保護、自立まできめ細かな支援が行われており、道が行う被害者の支援対策を補完する役割を担っていることから、今後も連携し、一時保護体制の充実に努めます。

【取組】

- 支援活動を行っている施設、団体との連携の確保
- 社会福祉施設等への委託による男性被害者の一時保護等の実施

(2) 保護命令制度の利用

保護命令の制度とは、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者の同居の子への接近等の禁止及び電話等の禁止、④被害者の親族等への接近等

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画

が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④電話等禁止命令、を内容とする「保護命令」を発令し、加害者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度です。

配偶者からの暴力相談に対応している関係機関では、相談があった場合、必要に応じ、保護命令制度の利用について情報提供や助言を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等では、被害者が保護命令の申立てを希望する場合に、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立て先の裁判所との連絡や申立てについての助言等の支援を行っています。

〔施策の方向〕

i 保護命令制度についての周知

被害者に対して、自分と子どもの生命又は身体の安全を確保する保護命令制度についての周知に努めます。

ii 保護命令についての適切な助言と支援

被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立先や申立書の記入方法について助言するとともに、関係機関との連絡など支援に努めます。

なお、保護命令の発令には、裁判官が当事者の意見を聞く手続きを経なければなりません。緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、その手続きを経ずに発令するようにその事情を申し出ることができることなどについても、助言します。

また、被害者が保護施設等を退所する場合や遠隔地へ避難する場合等において、被害者の住所又は居所を管轄する警察署や新たな避難先になる地方公共団体と連携を図り、被害者の安全確保に努めます。

〔取組〕

- 保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供
- 申立先の裁判所との連絡や助言などの支援
- 他の相談機関等においても、保護命令制度について適切な助言が行われるよう情報提供
- 道立女性相談援助センターにおける、弁護士による「法律相談」の実施
- 保護命令通知書を受けた場合の警察や地方公共団体と連携した被害者の安全確保

〔警察における対応〕

- 被害関係者等に対する緊急時の迅速な通報等についての教示
- 被害関係者等に対する安全を確保するための措置の助言
- 加害者に対して、保護命令違反が罪になることを警告

目標4 被害者の自立の支援

道の検討案

の禁止、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えるとされている制度です。

また、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「特定関係者」という。）から暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象とされています。

配偶者からの暴力相談に対応している関係機関では、相談があった場合、必要に応じ、保護命令制度の利用について情報提供や助言を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等では、被害者が保護命令の申立てを希望する場合に、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立て先の裁判所との連絡や申立てについての助言等の支援を行っています。

① 保護命令制度についての周知

被害者に対して、自分と子どもの生命又は身体の安全を確保する保護命令制度についての周知に努めます。

② 保護命令についての適切な助言と支援

被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立先や申立書の記入方法について助言するとともに、関係機関との連絡など支援に努めます。

なお、保護命令の発令には、裁判官が当事者の意見を聞く手続きを経なければなりません。緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、その手続きを経ずに発令するようにその事情を申し出ることができることなどについても、助言します。

また、被害者が保護施設等を退所する場合や遠隔地へ避難する場合等において、被害者の住所又は居所を管轄する警察署や新たな避難先になる地方公共団体と連携を図り、被害者の安全確保に努めます。

【取組】

- 保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供
- 申立先の裁判所との連絡や助言などの支援
- 他の相談機関等においても、保護命令制度について適切な助言が行われるよう情報提供
- 道立女性相談援助センターにおける、弁護士による「法律相談」の実施
- 保護命令通知書を受けた場合の警察や地方公共団体と連携した被害者の安全確保

（警察における対応）

- 被害関係者等に対する緊急時の迅速な通報等についての教示
- 被害関係者等に対する安全を確保するための措置の助言
- 加害者に対して、保護命令違反が罪になることを警告

4. 被害者の自立支援

1 自立支援

被害者の自立を促進するためには、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用が適切に行われる必要があります。

平成29年度の一時保護所退所者219人の退所後の状況は、新たに住宅を借りるなどして生活を始めた人が116人（約53%）、次いで実家や親族宅等への帰郷が27人（約12%）となっており、入所前直近の住居に帰宅された人も28人（約13%）いました。また、124人（約57%）が生活保護を受けている現状にあります。

配偶者暴力相談支援センターや一時保護委託施設では、被害者の意思を尊重しながら、被害者に対し公共職業安定所（ハローワーク）からの求人情報の提供や生活保護等に関わる福祉事務所との連絡調整、保護命令の申請や離婚調停手続の相談対応、一時保護所退所後のアフターケアや弁護士相談の紹介等、自立支援に向けた援助に取り組んでいます。

被害者の自立支援を円滑に行うためには、それぞれの関係機関、団体の持つ支援機能が総合的、継続的に働くよう、支援体制を整備していくことが求められます。

また、市町村は住民に身近な行政機関として、住民基本台帳等の閲覧制限、国民健康保険被保険者証の交付、公営住宅の入居等の手続、保育所への入所相談等、様々な被害者支援の業務を行う機能を有していることから、総合的な自立支援に向け、より密接な連携を図る必要があります。

一時保護施設を退所した後も専門的な支援を必要とする被害者はもとより、地域での生活をはじめた被害者に対し、関係機関による相談等の支援が途切れることのないよう配慮することが必要です。

〔施策の方向〕

i 総合的な支援体制の整備

被害者の自立に向けて、就業の促進や住宅の確保、援護等、総合的な支援に努めます。また、関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

〔取組〕

- 「DVに関する相談・被害者自立支援ハンドブック」の周知、利用促進による関係機関との連携の充実と情報提供
- 各市町村において、ワンストップ・サービスが促進されるよう情報提供
- 事案に応じ被害者への同行支援を実施

ii 就業の促進

被害者が自立する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが重要です。被害者の状況に応じ、ハローワークと連携して情報提供や助言を行うなど就業の支援に努めます。

〔取組〕

- ハローワークにおける求人情報や相談等、支援に関する情報の収集や提供、助言
- 職業訓練制度等についての情報提供や助言
- ハローワークの窓口における被害者への理解と配慮をハローワークに要請
- 就業に関する各種研修情報の提供

(1) 自立支援

被害者の自立を促進するためには、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用が適切に行われる必要があります。

被害者の自立支援を円滑に行うためには、それぞれの関係機関、団体の持つ支援機能が総合的、継続的に働くよう、支援体制を整備していくことが求められます。

また、市町村は住民に身近な行政機関として、住民基本台帳等の閲覧制限、国民健康保険被保険者証の交付、公営住宅の入居等の手続、保育所への入所相談等、様々な被害者支援の業務を行う機能を有していることから、総合的な自立支援に向け、より密接な連携を図る必要があります。

一時保護施設を退所した後も専門的な支援を必要とする被害者はもとより、地域での生活をはじめた被害者に対し、関係機関による相談等の支援が途切れることのないよう配慮することが必要です。

① 総合的な支援体制の整備

被害者の自立に向けて、就業の促進や住宅の確保、援護等、総合的な支援に努めます。また、関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

【取組】

- 「DVに関する相談・被害者自立支援ハンドブック」の周知、利用促進による関係機関との連携の充実と情報提供
- 各市町村において、ワンストップ・サービスが促進されるよう情報提供
- 事案に応じ被害者への同行支援を実施

② 就業の促進

被害者が自立する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが重要です。被害者の状況に応じ、ハローワーク等の関係機関と連携して情報提供や助言を行うなど就業の支援に努めます。

【取組】

- ハローワークにおける求人情報や相談等、支援に関する情報の収集や提供、助言
- 職業訓練制度等についての情報提供や助言
- ハローワークの窓口における被害者への理解と配慮をハローワークに要請
- 就業に関する各種研修情報の提供

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<div data-bbox="341 184 1472 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭等就業・自立支援センターの活用に関する積極的な情報の提供、助言 ○ 生活困窮者自立支援制度の活用が図られるよう実施機関等に関する情報提供 </div> <p>iii 住宅の確保</p> <p>地方公共団体における住宅部局や福祉部局のほか、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が緊密な連携を図り、被害者の実情等に応じて、公営住宅を始めとした住宅の確保に関する的確な情報提供を行うとともに、国が運用する「セーフティネット住宅情報提供システム」を活用するなど、被害者の居住の安定が図られるよう対応に努めます。</p> <p>被害者の公営住宅への優先入居等について、地域の住宅事情や管理の状況等を総合的に勘案した適切な対応が図られるよう各市町村に技術的助言や情報提供を行うとともに、道営住宅における取扱いについて被害者の実情等に応じた適切な対応に努めます。</p> <div data-bbox="341 667 1472 951" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅空き状況等の情報提供 ○ 公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、市町村に技術的助言や情報提供 ○ 道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置や単身被害者の同居親族要件の緩和措置 ○ 民間の家賃債務保証会社等に関する情報提供 ○ 北海道居住支援協議会における住宅確保要配慮者及び民間住宅に関する情報の共有 </div> <p>iv 援護制度の活用</p> <p>被害者の自立に当たり、生活保護、児童扶養手当等の援護制度が必要な役割を担うことから、関係機関と連携し、円滑な対応が図られるよう努めます。</p> <p>ア 生活保護</p> <div data-bbox="341 1234 1472 1392" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者に対して、生活保護制度の適用に関わる市町村等への相談についての情報提供 ○ 市町村や福祉事務所に対して、研修等を活用した配偶者からの暴力被害についての理解促進 </div> <p>イ 児童扶養手当</p> <div data-bbox="341 1518 1472 1633" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同伴する子どものいる被害者に対して、制度の仕組みや手続先などのきめ細やかな情報提供 </div> <p>ウ 母子生活支援施設</p> <div data-bbox="341 1759 1472 1843" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同伴する子どものいる被害者に対して、母子生活支援施設の活用についての情報提供 </div> <p>v 健康保険に関する適切な情報提供</p> <p>被害者が加害者の扶養家族となっている場合、健康保険証の使用により、加害者に居所が知られ</p>	<div data-bbox="1567 184 2694 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭等就業・自立支援センターの活用に関する積極的な情報の提供、助言 ○ 生活困窮者自立支援制度の活用が図られるよう実施機関等に関する情報提供 </div> <p>③ 住宅の確保</p> <p>地方公共団体における住宅部局や福祉部局のほか、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が緊密な連携を図り、被害者の実情等に応じて、公営住宅を始めとした住宅の確保に関する的確な情報提供を行うとともに、国が運用する「セーフティネット住宅情報提供システム」を活用するなど、被害者の居住の安定が図られるよう対応に努めます。</p> <p>被害者の公営住宅への優先入居等について、地域の住宅事情や管理の状況等を総合的に勘案した適切な対応が図られるよう各市町村に技術的助言や情報提供を行うとともに、道営住宅における取扱いについて被害者の実情等に応じた適切な対応に努めます。</p> <div data-bbox="1567 667 2694 951" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅空き状況等の情報提供 ○ 公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、市町村に技術的助言や情報提供 ○ 道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置や単身被害者の同居親族要件の緩和措置 ○ 民間の家賃債務保証会社等に関する情報提供 ○ 北海道居住支援協議会における住宅確保要配慮者及び民間住宅に関する情報の共有 </div> <p>④ 福祉制度などの活用や情報提供</p> <p>被害者の自立に当たり、生活保護、児童扶養手当等の福祉制度などが必要な役割を担うことから、関係機関と連携し、円滑な対応が図られるよう努めます。</p> <div data-bbox="1567 1192 2694 1623" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者に対して、生活保護制度の適用に関わる市町村等への相談についての情報提供 ○ 市町村や福祉事務所に対して、研修等を活用した配偶者からの暴力被害についての理解促進 ○ 同伴する子どものいる被害者に対して、児童扶養手当制度の仕組みや手続先などのきめ細やかな情報提供 <u>(児童手当、母子父子寡婦福祉資金について追記)</u> ○ 同伴する子どものいる被害者に対して、母子生活支援施設の活用についての情報提供 ○ 健康保険証の取得方法等についての情報提供 ○ 健康保険証を取得するために、加害者の扶養親族から外す場合に、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行 ○ 相談機関が被害者に適切に情報提供をできるよう、相談機関に対して、年金の取扱いなどを周知 </div>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>る可能性があることを被害者に周知するとともに、新たな健康保険証の取得の方法等について情報提供を行います。</p> <div data-bbox="338 304 1469 468" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険証の取得方法等についての情報提供 ○ 健康保険証を取得するために、加害者の扶養親族から外す場合に、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行 </div> <p>vi 国民年金に関する適切な情報提供 被害者が不利益を被らないよう、被害者の状況に応じ、国民年金の加入手続について情報提供を行います。</p> <div data-bbox="338 667 1469 791" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談機関が被害者に適切に情報提供をできるよう、相談機関に対して、年金の取扱いなどを周知 </div> <p>vii 同居する子どもの就学等 教育委員会及び学校と連携を図り、同居する子どもの就学等に関わる必要な措置について、被害者に助言等を行います。 また、転校等に際し、被害者の子どもの学ぶ権利が侵害されることのないよう学校関係者に対する理解の促進に努めます。</p> <div data-bbox="338 1073 1469 1518" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <p>〈被害者に対して〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 接近禁止命令が発令された場合に学校に申し出るよう助言 ○ 保育所や保育サービスに関する情報提供 <p>〈教育委員会や学校に対して〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 接近禁止命令制度の趣旨及び概要について周知 ○ 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報について適切な管理を要請 ○ 学校における被害者の子どもの受入れ等に関する対応マニュアルの作成を要請 ○ 家庭教育カウンセラー相談事業や、子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラーの活用 </div> <p>viii 住民基本台帳の閲覧等の制限 被害者の保護を図る観点から、市町村においては、被害者から申出があった場合、住民基本台帳の閲覧制限等の措置が執られています。 被害者の安全のため、情報の保護に努めるとともに、被害者に対して助言等を行います。 また、被害者が外国人である場合や交際相手からの暴力の場合でも支援の対象となることに留意して、適切に対応します。</p> <div data-bbox="338 1839 1469 1959" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切に住民基本台帳の閲覧制限等の申出が行われるよう、被害者に情報提供 ○ 被害者の情報を加害者等に提供することがないよう市町村に対し周知徹底 </div>	<p>道の検討案</p> <p>⑤ 同居する子どもの就学等 教育委員会及び学校と連携を図り、同居する子どもの就学等に関わる必要な措置について、被害者に助言等を行います。 また、転校等に際し、被害者の子どもの学ぶ権利が侵害されることのないよう学校関係者に対する理解の促進に努めます。</p> <p>【取組】 (被害者に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 接近禁止命令が発令された場合に学校に申し出るよう助言 ○ 保育所や保育サービスに関する情報提供 <p>(教育委員会や学校に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 接近禁止命令制度の趣旨及び概要について周知 ○ 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報について適切な管理を要請 ○ 学校における被害者の子どもの受入れ等に関する対応マニュアルの作成を要請 ○ 家庭教育カウンセラー相談事業や、子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラーの活用 <p>⑥ 住民基本台帳の閲覧等の制限 被害者の保護を図る観点から、市町村においては、被害者から申出があった場合、住民基本台帳の閲覧制限等の措置が執られています。 被害者の安全のため、情報の保護に努めるとともに、被害者に対して助言等を行います。 また、被害者が外国人である場合や交際相手からの暴力の場合でも支援の対象となることに留意して、適切に対応します。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切に住民基本台帳の閲覧制限等の申出が行われるよう、被害者に情報提供 ○ 被害者の情報を加害者等に提供することがないよう市町村に対し周知徹底

ix その他

その他、被害者の自立支援に向けた取組に努めます。

〔取組〕

- 離婚調停手続の相談対応
- 法律相談窓口、民事法律扶助制度の紹介
- 母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付けや相談対応等の実施、支援
- 道立女性相談援助センターにおける一時保護所退所後の被害者への必要に応じた継続的な支援
- 長期（概ね1年）の援助が必要な被害者に対する婦人保護施設における支援
- 市町村に対して、被害者の個人情報の適切な管理の要請

目標5 関係機関、団体の相互の連携協力

1 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国や地方公共団体のほか、被害者の保護、自立支援等に積極的に活動している民間シェルターや母子生活支援施設等の民間団体と緊密に連携を取りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。

民間シェルターでは、被害者保護や自立支援のため活発に活動しており、被害者の保護に当たり、柔軟で機動的な対応を行うとともに、配偶者からの暴力の相談においても、身近な相談機関としての役割を果たしています。

しかし、民間シェルターは、会員からの会費収入を主な収入としているため、その財政基盤は脆弱であり、民間シェルターの所在する市町村などにおいて、民間シェルターへの財政支援が行われている例もあります。

母子生活支援施設は、同伴する子どものいる母親を対象とする施設であり、社会福祉援助技術及び自立支援のノウハウを生かし、同伴する子どもへの支援を行うなど、子どもを伴う被害者に対する専門的な支援を行っています。

〔施策の方向〕

i 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実

被害者の相談、一時保護及び自立支援に当たっては、公的機関だけでなく、積極的に活動している民間団体とも連携を図り、被害者への支援体制の充実に努めます。

〔取組〕

- 一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実
- 民間シェルターとの連携及び支援
- 母子生活支援施設との連携

2 市町村、関係機関、団体等との連携協力

⑦ その他

その他、被害者の自立支援に向けた取組に努めます。

【取組】

- 離婚調停手続の相談対応
- 法律相談窓口、民事法律扶助制度の紹介
- 母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付けや相談対応等の実施、支援
- 道立女性相談援助センターにおける一時保護所退所後の被害者への必要に応じた継続的な支援
- 長期（概ね1年）の援助が必要な被害者に対する婦人保護施設における支援
- 市町村に対して、被害者の個人情報の適切な管理の要請

5. 関係機関、団体の相互の連携協力

(1) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国や地方公共団体のほか、被害者の保護、自立支援等に積極的に活動している民間シェルターや母子生活支援施設等の民間団体と緊密に連携を取りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。

民間シェルターでは、被害者保護や自立支援のため活発に活動しており、被害者の保護に当たり、柔軟で機動的な対応を行うとともに、配偶者からの暴力の相談においても、身近な相談機関としての役割を果たしています。

しかし、民間シェルターは、会員からの会費収入を主な収入としているため、その財政基盤は脆弱であり、民間シェルターの所在する市町村などにおいて、民間シェルターへの財政支援が行われている例もあります。

母子生活支援施設は、同伴する子どものいる母親を対象とする施設であり、社会福祉援助技術及び自立支援のノウハウを生かし、同伴する子どもへの支援を行うなど、子どもを伴う被害者に対する専門的な支援を行っています。

被害者の相談、一時保護及び自立支援に当たっては、公的機関だけでなく、積極的に活動している民間団体とも連携を図り、被害者への支援体制の充実に努めます。

【取組】

- 一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実
- 民間シェルターとの連携及び支援
- 母子生活支援施設との連携

(2) 市町村、関係機関、団体等との連携協力

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画

被害者の保護及び自立支援を効果的に実施するためには、国、地方公共団体を始めとする多様な機能を持った関係機関や民間団体が相互に連携し、共通認識を図るとともに、適切な保護や自立支援が切れ目なく行われるよう、それぞれの役割を明らかにし、相互連携する仕組みを構築していく必要があります。

国の基本方針において、都道府県と市町村の基本的役割が示されており、道では一時保護等の実施や市町村への支援、職務関係者の研修等の広域的な施策を行うなど被害者の支援における中核としての役割を果たしていきます。

また、市町村には、人口規模等の地域の状況に応じ、相談窓口の設置や緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援を行うなど身近な行政主体としての役割が発揮されることを期待します。

また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要であり、継続的な連携が必要です。

道では、広域的な連携を図るため、全道的な連絡会議として「女性相談援助関係機関等連絡会議」を設置するとともに、各地域における連携を図るため、地域ごとに「(総合) 振興局地域連絡会議」を設置しています。

〔施策の方向〕

- i 全道的ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実**
警察本部、地方裁判所、医師会、弁護士会等の関係機関、団体による全道的ネットワークを活用して、配偶者からの暴力の防止と被害者からの相談や一時保護、自立支援に関わる施策を総合的に推進します。
- ii 地域ネットワークを活用した具体的な問題解決の推進**
地域ごとの具体的な支援に向け、警察署や市町村、民間シェルター、母子生活支援施設などの関係機関、団体のネットワークを活用し、問題解決に向けた協力関係の充実を図ります。
- iii 市町村基本計画に対する支援**
配偶者暴力防止法第2条の3第3項により、市町村において基本計画の策定が努力義務とされていることから、策定のための支援に努めます。

- 〔取組〕
- 情勢に合わせた関係機関が参加した関係機関等連絡会議における情報交換や事例研究による相互連携
 - 各地域での問題解決に向けた関係機関、団体によるネットワークの活用による具体的かつ適切な被害者対応
 - 関係機関向けに作成した相談支援対応マニュアルを活用し連携
 - 市町村基本計画を策定する際参考となるひな型の周知など策定のための支援

目標6 職務関係者の研修、人材育成の充実

道の検討案

被害者の保護及び自立支援を効果的に実施するためには、国、地方公共団体を始めとする多様な機能を持った関係機関や民間団体が相互に連携し、共通認識を図るとともに、適切な保護や自立支援が切れ目なく行われるよう、それぞれの役割を明らかにし、相互連携する仕組みを構築していく必要があります。

国の基本方針において、都道府県と市町村の基本的役割が示されており、道では一時保護等の実施や市町村への支援、職務関係者の研修等の広域的な施策を行うなど被害者の支援における中核としての役割を果たしていきます。

市町村には、人口規模等の地域の状況に応じ、相談窓口の設置や緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援を行うなど身近な行政主体としての役割が発揮されることを期待します。

弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要であり、継続的な連携が必要です。

道では、広域的な連携を図るため、全道的な連絡会議として「女性相談援助関係機関等連絡会議」を設置するとともに、各地域における連携を図るため、地域ごとに「振興局地域連絡会議」を設置しています。

- ① 全道的ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実
警察本部、地方裁判所、医師会、弁護士会等の関係機関、団体による全道的ネットワークを活用して、配偶者からの暴力の防止と被害者からの相談や一時保護、自立支援に関わる施策を総合的に推進します。
- ② 地域ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実
地域ごとの具体的な支援に向け、警察署や市町村、民間シェルター、母子生活支援施設などの関係機関、団体のネットワークを活用し、問題解決に向けた協力関係の充実を図ります。
- ③ 市町村基本計画に対する支援
DV法第2条の3第3項により、市町村において基本計画の策定が努力義務とされていることから、策定のための支援に努めます。

- 【取組】
- 情勢に合わせた関係機関が参加した関係機関等連絡会議における情報交換や事例研究による相互連携
 - 各地域での問題解決に向けた関係機関、団体によるネットワークの活用による具体的かつ適切な被害者対応
 - 関係機関向けに作成した相談支援対応マニュアルを活用し連携
 - 市町村基本計画を策定する際参考となるひな型の周知など策定のための支援

6. 職務関係者の研修、人材育成の充実

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>1 職務関係者の研修、人材育成</p> <p>被害者の相談対応や自立支援等を適切に行うためには、職務上関係のある者が、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上で対応することが重要になります。</p> <p>被害者は配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分配慮するとともに、被害者の人権を尊重し、理解不足により被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に二次被害が生じないよう配慮する必要があります。</p> <p>また、相談等に当たる職務関係者については、職務内容を考慮し、遂行の過程で心身の健康が損なわれることのないように配慮する必要があります。</p> <p>道では、全道の関係機関職員を対象に「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」を開催するとともに、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会を開催するほか、「女性相談援助関係機関等連絡会議」及び「(総合) 振興局地域連絡会議」を設置し、情報交換、事例研究等により情報の共有化を図るなど、人材育成に向けた取組を進めています。</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、適切に被害者への相談対応や自立支援等を行うため、専門研修等により職務関係者の人材育成に努めます。</p> <p>i 専門性を高める研修の推進</p> <p>より適切な被害者保護に向けて、被害者心理を踏まえた面接技法等の専門性を高める研修の実施に努めます。</p> <p>ii 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進</p> <p>配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者への相談対応や自立支援等が適切に行われるよう関係機関、団体への情報提供や研修を実施するとともに、研修に対する支援に努めます。</p> <p>iii 相談担当職員に対する配慮</p> <p>精神的な負担の多い相談担当職員がバーンアウト等で心身の健康が損なわれることのないよう配慮します。</p> <div data-bbox="338 1470 1469 1873" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関の職務関係者を対象とした「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」の実施 ○ 配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会の実施 ○ 女性相談援助関係機関等連絡会議や(総合) 振興局地域連絡会議等における情報交換、事例研究等による情報の共有 ○ 配偶者からの暴力の特性等についての理解を深めるための研修の実施 ○ 面接技法、被害者心理及び加害者心理、社会保障制度、事例研究等を取り入れた専門研修の実施 ○ 職務関係者の心身の健康を保つための体制等の整備 ○ 関係機関、民間団体との協働による研修の実施 </div> <p>2 加害者更生に関する調査研究等の促進</p>	<p>(1) 職務関係者の研修、人材育成</p> <p>被害者の相談対応や自立支援等を適切に行うためには、職務上関係のある者が、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上で対応することが重要になります。</p> <p>被害者は配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分配慮するとともに、被害者の人権を尊重し、理解不足により被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に二次被害が生じないよう配慮する必要があります。</p> <p>また、相談等に当たる職務関係者については、職務内容を考慮し、遂行の過程で心身の健康が損なわれることのないように配慮する必要があります。</p> <p>道では、全道の関係機関職員を対象に「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」を開催するとともに、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会を開催するほか、「女性相談援助関係機関等連絡会議」及び「(総合) 振興局地域連絡会議」を設置し、情報交換、事例研究等により情報の共有化を図るなど、人材育成に向けた取組を進めています。</p> <p>配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、適切に被害者への相談対応や自立支援等を行うため、専門研修等により職務関係者の人材育成に努めます。</p> <p>① 専門性を高める研修の推進</p> <p>より適切な被害者保護に向けて、被害者心理を踏まえた面接技法等の専門性を高める研修の実施に努めます。</p> <p>② 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進</p> <p>配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者への相談対応や自立支援等が適切に行われるよう関係機関、団体への情報提供や研修を実施するとともに、研修に対する支援に努めます。</p> <p>③ 相談担当職員に対する配慮</p> <p>精神的な負担の多い相談担当職員がバーンアウト等で心身の健康が損なわれることのないよう配慮します。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関の職務関係者を対象とした「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」の実施 ○ 配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会の実施 ○ 女性相談援助関係機関等連絡会議や(総合) 振興局地域連絡会議等における情報交換、事例研究等による情報の共有 ○ 配偶者からの暴力の特性等についての理解を深めるための研修の実施 ○ 面接技法、被害者心理及び加害者心理、社会保障制度、事例研究等を取り入れた専門研修の実施 ○ 職務関係者の心身の健康を保つための体制等の整備 ○ 関係機関、民間団体との協働による研修の実施 <p>(2) 加害者更生に関する調査研究等の促進</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための関連施策を実施する上で、加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を生み出すことのないように、加害者に自らの責任を認識させる啓発や更生のための指導等が必要です。</p> <p>国では、平成14年度から配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究を実施しており、平成17年度に取りまとめられた「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」では、加害者プログラムの実施に対する国の関与について、プログラムの有効性についての明確な結論が得られていないなどの理由から、「国が任意参加による加害者更生プログラムについて本格的に関与することは、現時点においては、その条件が整っていないと言わざるを得ない。」との報告がされています。</p> <p>その後、国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、加害者更生に関する取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する。」とされており、平成28年3月に内閣府が発表した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、「加害者プログラムを被害者支援の一環として進めていくためには、国において、一定の実施基準やマニュアルが策定されることが望ましい。」とされています。</p> <p>加害者プログラムは、配偶者からの暴力の被害者のみならず、「面前DV」等の虐待を受けている被害者の子どもの安全、安心の確保につながる支援策の一つとして、活用が期待されることから、国における今後の検討が待たれます。</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>i 加害者更生の研究促進に係る国への要請 配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のため、加害者への対応の充実に向けて、国における加害者プログラムの実施に係る基準やマニュアルの策定、プログラム実施者の養成など、加害者更生のための具体的手法の早急な開発及び必要な法制度の整備について国に要請します。</p> <p>ii 情報収集 国の調査研究や他都府県の動向、民間団体が実施する加害者更生のための取組等について情報収集し、関係施策への反映に努めます。</p> <p>iii 普及啓発 配偶者からの暴力の再発を防ぐためには、加害行為を繰り返さないように、加害者の意識改革を図る必要があることから、啓発の実施に当たっては、他都府県の取組事例も参考とし、加害者を含め、男女を問わず全ての人の心に届く普及啓発となるように努めます。</p> <div data-bbox="338 1629 1469 1793" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者更生のための具体的手法の早期開発及び必要な法制度の整備について要請 ○ 国、都府県、民間団体の取組についての情報収集 ○ 道の広報媒体、リーフレット、インターネットを活用した普及啓発 </div> <p>目標7 苦情への適切な対応</p> <p>1 苦情処理</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための関連施策を実施する上で、加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を生み出すことのないように、加害者に自らの責任を認識させる啓発や更生のための指導等が必要です。</p> <p>国では、平成14年度から配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究を実施しており、平成17年度に取りまとめられた「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」では、加害者プログラムの実施に対する国の関与について、プログラムの有効性についての明確な結論が得られていないなどの理由から、「国が任意参加による加害者更生プログラムについて本格的に関与することは、現時点においては、その条件が整っていないと言わざるを得ない。」との報告がされています。</p> <p>その後、国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、加害者更生に関する取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する。」とされており、平成28年3月に内閣府が発表した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、「加害者プログラムを被害者支援の一環として進めていくためには、国において、一定の実施基準やマニュアルが策定されることが望ましい。」とされています。</p> <p>加害者プログラムは、配偶者からの暴力の被害者のみならず、「面前DV」等の虐待を受けている被害者の子どもの安全、安心の確保につながる支援策の一つとして、活用が期待されることから、国における今後の検討が待たれます。</p> <p>① 加害者更生の研究促進に係る国への要請 配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のため、加害者への対応の充実に向けて、国における加害者プログラムの実施に係る基準やマニュアルの策定、プログラム実施者の養成など、加害者更生のための具体的手法の早急な開発及び必要な法制度の整備について国に要請する。</p> <p>② 情報収集 国の調査研究や他都府県の動向、民間団体が実施する加害者更生のための取組等について情報収集し、関係施策への反映に努める。</p> <p>③ 普及啓発 配偶者からの暴力の再発を防ぐためには、加害行為を繰り返さないように、加害者の意識改革を図る必要があることから、啓発の実施に当たっては、他都府県の取組事例も参考とし、加害者を含め、男女を問わず全ての人の心に届く普及啓発となるように努めます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加害者更生のための具体的手法の早期開発及び必要な法制度の整備について要請 ○国、都府県、民間団体の取組についての情報収集 ○道の広報媒体、リーフレット、インターネットを活用した普及啓発 <p>7. 苦情への適切な対応</p>

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画

配偶者からの暴力に関する相談や一時保護等に関わる被害者からの苦情については、それぞれの機関で対応していますが、各機関において、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努める必要があります。また、その際には、申立人に二次被害が生じることのないよう努める必要があります。

〔施策の方向〕

i 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

被害者からの苦情処理に当たっては、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、苦情申立者に処理結果や状況を説明するなど説明責任を果たすよう努めます。

〔取組〕

- 各関係機関に対し、苦情処理体制を整備し、適切に対処するよう働きかけ
- 苦情申立者への処理結果や状況についての説明
- それぞれの機関の苦情処理制度や北海道男女平等参画苦情処理委員制度についての周知
- 苦情相談窓口の明確化と苦情処理制度の教示を各関係機関に要請
- 配偶者からの暴力の特性等が十分理解されるよう関係機関への情報提供、研修の実施

II 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があります、特に若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

〔施策の方向〕

1 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実

- ① 性犯罪及び売買春、配偶者からの暴力、ストーカー行為などについては、法令等の周知徹底とともに、法令等に基づく適切な対処に努めるなど、関係機関と連携しながら被害の防止及び被害者支援に努めます。
- ② 配偶者からの暴力については、北海道配偶者暴力防止基本計画に沿って道立女性相談援助センターにおいては、民間シェルターや母子生活支援施設等社会福祉施設などと協働しながら、配偶者暴力防止と被害者の保護・自立支援を進めます。また、配偶者からの暴力が児童虐待に当たる場合は関係機関と連携を図り適切な対応に努めます。
- ③ 性犯罪、売買春、配偶者からの暴力及びストーカー行為などあらゆる暴力に対して、暴力の予防と根絶に向けて広く意識啓発に努めます。また、交際相手からの暴力（デートDV）防止のため、若年層への啓発に努めます。
- ④ 女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、道立女性相談援助センターを含む配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）などの相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知の徹底に努めます。

道の検討案

配偶者からの暴力に関する相談や一時保護等に関わる被害者からの苦情については、それぞれの機関で対応していますが、各機関において、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努める必要があります。また、その際には、申立人に二次被害が生じることのないよう努める必要があります。

被害者からの苦情処理に当たっては、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、苦情申立者に処理結果や状況を説明するなど説明責任を果たすよう努めます。

【取組】

- 各関係機関に対し、苦情処理体制を整備し、適切に対処するよう働きかけ
- 苦情申立者への処理結果や状況についての説明
- それぞれの機関の苦情処理制度や北海道男女平等参画苦情処理委員制度についての周知
- 苦情相談窓口の明確化と苦情処理制度の教示を各関係機関に要請
- 配偶者からの暴力の特性等が十分理解されるよう関係機関への情報提供、研修の実施

8. 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があります、特に若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

このため、次の方向で取組の充実に努めます。

- ① 性犯罪及び売買春、配偶者からの暴力、ストーカー行為などについては、法令等の周知徹底とともに、法令等に基づく適切な対処に努めるなど、関係機関と連携しながら被害の防止及び被害者支援に努めます。
- ② 配偶者からの暴力については、民間シェルターや母子生活支援施設等社会福祉施設などと協働しながら、配偶者暴力防止と被害者の保護・自立支援を進めます。また、配偶者からの暴力が児童虐待に当たる場合は関係機関と連携を図り適切な対応に努めます。
- ③ 性犯罪、売買春、配偶者からの暴力及びストーカー行為などあらゆる暴力に対して、暴力の予防と根絶に向けて広く意識啓発に努めます。また、交際相手からの暴力（デートDV）防止のため、若年層への啓発に努めます。
- ④ 女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、道立女性相談援助センターを含む配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）などの相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知の徹底に努めます。
- ⑤ 雇用の場や教育の場などにおいて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた意識啓発の徹底に努めます。
- ⑥ 日本語の理解が十分ではない外国人や障がいのある方に対して、適切に情報が提供されるよう努めるとともに、外国人、障がいのある被害者からの相談に応じることができるよう、体制の整備に努めます。
- ⑦ 被害者の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等の充実を図り、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。

国の基本指針、道の第4次配偶者暴力防止計画	道の検討案
<p>⑤ 雇用の場や教育の場などにおいて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた意識啓発の徹底に努めます。</p> <p>⑥ 日本語の理解が十分ではない外国人や障がいのある方に対して、適切に情報が提供されるよう努めるとともに、外国人、障がいのある被害者からの相談に応じることができるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>⑦ 被害者の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等の充実を図り、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>⑧ 被害を防止する観点から、女性に対する暴力の加害者への対応等に関わる国や関係団体における取組状況等について情報収集し、関係施策への反映に努めます。</p> <div data-bbox="338 747 1466 1188" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力を防ぐための関係法令を適用した厳正な対処及び被害者への支援 ○ 被害者の適切な保護及び自立支援 ○ 男女平等参画に関する教育の充実及び意識啓発 ○ 男女平等参画やDVに関する教職員を対象とした研修の実施 ○ 性犯罪等被害者の相談及び被害申告を促進するため、警察における被害者相談窓口の広報及び相談体制の充実 ○ 犯罪被害者等の相談対応など総合的な支援の充実 ○ 労働問題セミナー等によるセクハラ防止に関する意識啓発 ○ 外国版リーフレットの活用など日本語の理解が十分でない外国人被害者への啓発の充実 ○ 関係職員の研修及び相談体制の充実 </div>	<p>⑧ 被害を防止する観点から、女性に対する暴力の加害者への対応等に関わる国や関係団体における取組状況等について情報収集し、関係施策への反映に努めます。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力を防ぐための関係法令を適用した厳正な対処及び被害者への支援 ○ 被害者の適切な保護及び自立支援 ○ 男女平等参画に関する教育の充実及び意識啓発 ○ 男女平等参画やDVに関する教職員を対象とした研修の実施 ○ 性犯罪等被害者の相談及び被害申告を促進するため、警察における被害者相談窓口の広報及び相談体制の充実 ○ 犯罪被害者等の相談対応など総合的な支援の充実 ○ 労働問題セミナー等によるセクハラ防止に関する意識啓発 ○ 外国版リーフレットの活用など日本語の理解が十分でない外国人被害者への啓発の充実 ○ 関係職員の研修及び相談体制の充実